OMRON

部材含有化学物質調査マニュアル
（仕入先様用）
電気電子関連事業：chemSHERPA 対応版

２０２０年５月　Ver. 4.4

オムロン株式会社

目次

1. はじめに.....3
2. 本調査マニュアルの目的.....3
3. 部材調査の対象範囲.....3
4. 部材調査の概要.....4
5. 要求事項.....5
5. 1 オムロンの含有化学物質管理に関する要求事項.....5
5. 2 調査回答に関する要求事項.....7
5. 3 提出と変更管理に関する要求事項.....9
6. 対応手順.....10
6. 1 chemSHERPA 関連資料の確認.....10
6. 2 部材調査の手順.....11
6. 3 具体的な作成手順と作成例.....12
主な改訂履歴.....13
別紙1. 規制化学物質リスト.....17
A:含有禁止物質／用途(43 物質).....18
A1:全廃物質／用途(該当なし).....28
B:含有管理物質(90 物質).....29
C:自主管理物質(3 物質).....36
別紙2. 適用除外用途リスト.....37
別紙3. 例示物質リスト.....47
別紙4. 非含有証明書.....70
別紙5. 全廃誓約書.....71
別紙6. 仕様変更依頼書(SCR).....72
別紙7. 工程変更連絡書(PCR).....73
別紙8. chemSHERPA-AI ファイル(基本情報)作成手順と作成例(製造業者:作成者編).....74
別紙9. chemSHERPA-AI ファイル(遵法判断情報)作成手順と作成例(製造業者:作成者編)...76
別紙10. chemSHERPA-AI ファイル(成分情報)作成手順と作成例(製造業者:作成者編).....77
別紙11. chemSHERPA-AI ファイル(基本情報)作成手順と作成例(製造業者:承認者編).....78
別紙12. chemSHERPA-AI ファイル(基本情報)作成手順と作成例(商社編).....80

1. はじめに

オムロングループ（以下「オムロン」という）は、地球環境保全を目的に 2002 年に環境経営ビジョンを制定し、購入する部材のグリーン調達を推進してきました。また、RoHS 指令や REACH 規則などグローバルで法規制が強化される中、「顧客に『環境保証された製品』※1を継続して提供する」ため、部材の含有化学物質調査（以下、「部材調査」という）を実施しております。

オムロンはサプライチェーンでの情報伝達をより円滑に行うため、電気電子業界の国際規格であるIEC62474※2に準拠した情報伝達スキーム chemSHERPA※3で調査します。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

※1. 環境保証された製品：この部材含有化学物質調査マニュアルでは、5. 1項に定めている「オムロンの含有化学物質管理に関する要求事項」を満たした部材で構成される製品を意味する。

※2. IEC62474：2012 年 3 月に発効した国際規格（規格名称：電気電子業界及びその製品に関するマテリアルデクラレーション）であり下記の 2 点について規定している。

①サプライチェーンの各社間で流通するマテリアルデクラレーション（構成材料／含有物質の情報伝達）に求められる各種の要件（基本要件とオプション）

②対象とする化学物質の選定基準やデータ交換の方法

※3. chemSHERPA（ケムシェルパ）： 日本の経済産業省が開発した、サプライチェーンにおける新たな製品含有化学物質情報の伝達スキーム

2. 本調査マニュアルの目的

オムロンの部材含有化学物質調査マニュアル（以下「本調査マニュアル」という）は、以下の内容を明確にすることを目的としています。

・部材調査の要求事項

・部材調査の対応手順

オムロンの部材調査に関する要求事項や手順のうち、chemSHERPA に関する要求事項については、5. 2. 1項および5. 3. 1項を参照ください。それ以外の chemSHERPA の作成方法などの詳細に関しては、chemSHERPA 事務局から提供される各種マニュアルを確認してください。なお、本調査マニュアルではオムロン共通の電気電子関連事業向けの要求事項と対応手順を定めておりますが、事業により本調査マニュアルと異なる内容で調査を実施する場合があります。

3. 部材調査の対象範囲

オムロンの製品を構成する製品、部品、材料、梱包・包装材※1などの貴社製品が調査対象となります。通常、調査の対象品はオムロンより指定し、原則、オムロンが購入する製品や部品の単位で実施します。

オムロンの製品とは、以下をいいます。

・オムロンが設計および製造し販売する製品

・オムロンのブランドをつけて販売する製品

・オムロンが第三者から設計および製造の委託を受けた製品

※1. 製品および製品用部材の保護、取扱、配送などのために使用されるあらゆる種類のあらゆる素材で作られたもの。

例：段ボール、緩衝材、袋、ビニタイ、粘着テープ、乾燥剤、マガジンスティックなど

製品仕様で指定され、製品の一部となる梱包・包装材は部材調査の対象です。

4. 部材調査の概要

部材調査の概要を、①～⑤に示します。（図1参照）

①オムロンは、対象品を指定し貴社（1次サプライヤ）へ部材調査を依頼します。

②貴社は、貴社仕入先（2次サプライヤ）へ部材調査を依頼します。

③貴社仕入先（2次サプライヤ）は、調査依頼を受けた部材の調査結果を貴社へ回答します。

④貴社は、部材の調査結果をもとに貴社製品の含有化学物質データ（chemSHERPA-AI ファイル※1）と、非含有証明書※2または全廃誓約書※3をオムロンへ回答します。

⑤オムロンは、顧客へ「環境保証された製品」を提供します。

なお、②③の部材調査については、オムロンの要求事項（5.1項）を満たす内容であれば、オムロンは貴社（1次サプライヤ）および貴社仕入先（2次サプライヤ）の調査方法を問いません。

※1. chemSHERPA-AI ファイル　:chemSHERPA-AI 作成支援ツール(chemSHERPA 成形品データ作成支援ツール)によって作成された調査対象品目やその含有化学物質情報が記入された電子データ

※2. 非含有証明書：部材にオムロンが定めた含有禁止物質／用途（Aランク）および全廃物質／用途（A1ランク）が非含有であることを証明する文書

※3. 全廃誓約書：部材にオムロンが定めた全廃物質／用途（A1ランク）が含有する場合に、それを全廃することを約束する文書

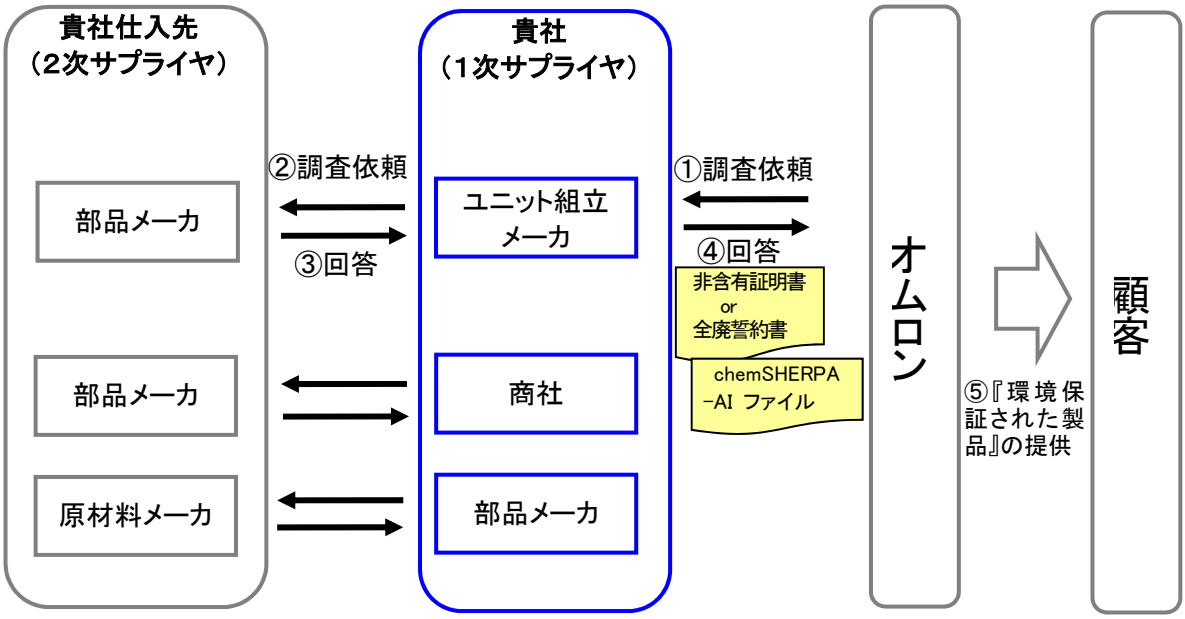

図1. 部材調査と環境保証との関係

5. 要求事項

5．1　オムロンの含有化学物質管理に関する要求事項

5．1．1　管理区分（ランク）に応じた含有化学物質管理

オムロン共通の電気電子関連事業は、法規制で定められた化学物質についてオムロン独自の管理区分（ランク）に応じた含有化学物質管理を行います。また、別紙1「規制化学物質リスト」および別紙2「適用除外用途リスト」には、物質/物質群の報告用途ごとに管理区分（ランク）を定めています。オムロンでは、5．1．2項の含有判定基準にて「含有」となる場合は、表1の管理区分（ランク）に応じた対応を実施します。仕入先様においても、オムロンの管理区分に応じた内部管理を実施してください。原則、オムロンでは含有禁止物質が含有する部材を購入しません。

表1．管理区分（ランク）の意味と物質の選定方法

管理区分（ランク）	管理区分の意味	対象物質の選定方法
含有禁止物質／用途（A ランク）	製品・部材への含有禁止	法規制により既に含有が禁止されている、もしくはオムロンが独自に含有禁止と定めた物質／用途
全廃物質／用途（A1 ランク）	部材への含有禁止日までに代替 部材への含有禁止日以降含有禁止	法規制により将来の含有禁止が確定している、もしくは、オムロン独自に全廃と定めた物質／用途（含有禁止日はオムロンが定める）
含有管理物質／用途（Bランク）	含有情報の把握と代替検討の推進	IEC62474 で定められた物質／用途のうち、法規制において含有量や含有率の把握が要求されている物質／用途、または法規制として、含有している場合の表示の要求、もしくは安全性などの情報提供の要求がされている物質／用途
自主管理物質／用途（Cランク）	含有情報の把握	IEC62474 で定められた物質／用途のうち、含有禁止物質／用途（Aランク）、全廃物質／用途（A1ランク）、含有管理物質／用途（Bランク）以外の物質／用途

5．1．2　含有判定基準と含有判定の考え方

含有・非含有の判定は、下記の表2に基づき実施してください。物質/物質群ごとの含有判定基準　（報告用途／報告閾値）は、別紙1の「規制化学物質リスト」に設定しています。なお、ここに示す含有判定の考え方は、IEC62474 における考え方と原則同じです。

表2．含有判定基準と含有判定の考え方

含有判定基準		含有判定
「報告用途※1」	「報告閾値※2」	
該当する	以上	Y
	未満	N
該当しない	以上	N
	未満	N
判断できない（不明）	5．2．1（5）　参照	

※1．報告用途：　法規制で規制される物質の対象用途。
物質ごとに、「全製品」、「電池」、「織物製品」、「子供向け製品」などの対象用途が指定される。この対象用途に該当しない場合は含有化学物質管理の対象外になる。

※2．報告閾値：　法規制で規制される物質の対象用途における閾値。
閾値が含有率で示される場合は、「報告レベル（製品/成形品/部品/材料）」で示される分母で計算した含有率で含有判定する。

＊「報告閾値」が「意図的添加」の場合、意図的添加があれば含有量の大小に関わらず含有判定は Y であり、意図的添加がない場合は N となる。意図的添加でないものの例として、天然資源に含まれる不純物、工程反応残渣などがある。

＊「報告閾値」に「意図的添加または含有率（数値%）」のように複数の閾値が記載されている場合は、いずれかが含有であればYと判断する。（安全側で判断）

＊成形品とは、製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものをいう。
なお、1つ以上の成形品からなる製品においては、それぞれの構成部品を成形品とする（2015 年 9 月の欧州司法裁判所による判決に基づく）。

5．1．3　含有判定に基づく資料の提出

オムロンは、含有判定の結果に基づき定められた資料などを提出いただける部材を継続して購入します。

A･A1ランクの物質/用途の非含有およびB･Cランクの物質/用途の含有情報を確認する手段として、オムロン様式の非含有証明書と chemSHERPA-AI を提出してください。A1ランクの物質/用途で含有しているが全廃の計画がある場合は、全廃誓約書を提出してください。

含有判定に基づく提出資料を、下記の図2に示します。

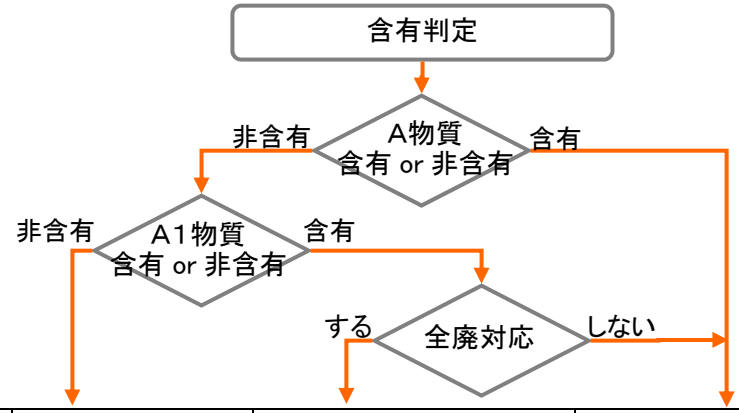

提出資料と対応内容

chemSHERPA-AI ファイル	○	○	○
非含有証明書	○	－	－
全廃誓約書	－	○	－
貴社の対応		・含有禁止日までに全廃対応 ・PCR/SCR 提出、サンプル提供	
オムロンの対応	継続購入	・含有禁止日まで購入可 ・全廃後、再調査実施	・原則、購入停止 ・他部材へ切替え

○：提出必要、－：提出不要

図2．含有判定に基づく提出資料

注1．chemSHERPA には、chemSHERPA-AI（成形品）と-CI(化学品)がありますが、オムロンは chemSHERPA-AI（成形品）のみを使用します。

5．1．4　含有禁止物質／用途（A ランク）の含有が判明した場合の対応

含有禁止物質／用途（A ランク）の含有が判明した場合は、直ちにオムロンの担当窓口部門に連絡してください。なお、当該部材については、オムロンの指示に従い、必要に応じて生産中止等の対応を行ってください。

５．２ 調査回答に関する要求事項

５．２．１ chemSHERPA-AI ファイル作成に関する要求事項

chemSHERPA-AI は、「基本情報」、「遵法判断情報」、「成分情報」の3つの情報で構成されます。chemSHERPA-AI ファイルの作成に関しては、下記の事項に従って作成してください。

（1） 仕入先様の情報収集先

原則、部材の購買先または部材の支給元へ部材調査を要求してください。ただし、オムロンの指定部材で供給元より回答が得られない場合はオムロンの担当窓口部門に相談してください。

（2） chemSHERPA-AI 作成支援ツールのバージョン

原則、オムロンから調査依頼時に指定されたバージョンの chemSHERPA-AI 作成支援ツールを使用してください。

（3） 「遵法判断情報」および「成分情報」の作成

オムロンは、「遵法判断情報」の作成を必須で要求します。 ただし事業により「成分情報」を要求する場合があります。依頼に応じた対応をお願いします。

「遵法判断情報」と「成分情報」の両方を作成する場合は、両方のデータの整合性を確保してください。

「成分情報」を作成する際は、chemSHERPA 製品含有化学物質情報の利用ルール「成分情報の伝達基準」に基づき作成してください。

（4） 報告単位

「基本情報」の「報告単位」は、オムロンが調査依頼時に示すオムロン品番の単位に応じて設定してください。（表3参照）

表3. オムロン品番の単位に対する chemSHERPA-AI の「報告単位」

オムロン品番の単位	chemSHERPA-AI の「報告単位」
個、PCS、piece	個※1
MM、CM、M、KM （電線ケーブルなど）	cm、m
ML、L、KL、litter	l、cm3、m3
MG、G、KG （材料関連）	g、kg、 ※質量単位は報告単位と同じ単位とし、質量は必ず”1”を設定する

※1. オムロンとの間で売買取引のあるオムロン品番1個あたりの量で chemSHERPA-AI ファイルを作成してください。

・例えば、コネクタのコンタクトピン1個とリール1巻（個）では1個が意味する量が違うため。不明な場合はオムロンに確認してください。

・対象部材を梱包する梱包材（包装材、緩衝材、テープ、ラベルなど）や捨て基板などの輸送後や生産工程で廃棄される部分は含めないでください。

（5） 報告用途の該非確認

「遵法判断情報」においてオムロンの製品での使用用途が不明なため報告用途に該当するか判断できない場合は、オムロンに製品の使用用途を確認して含有判定してください。例えば、フタル酸エステル類グループ2の報告用途は、子供の口に入る玩具、または育児製品なので、製品用途が不明な場合はオムロンに確認してから回答してください。なお、製品の使用用途の確認が必要となる対象物質は下記を参照ください。

対象物質）ニッケル、ジオクチルスズ化合物（DOT）、臭素系難燃剤（PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く）、一部のアゾ染料・顔料、フタル酸エステル類　グループ1（BBP,DBP,DEHP,DIBP）、フタル酸エステル類　グループ2（DIDP,DNP,DNOP）、塩素系難燃剤（CFR）、カドミウム、鉛、水銀、PFOS、PFOA、PAHs

（6）　使用用途・使用部位の記入について

使用用途や使用部位の情報は、「遵法判断情報」において入力必須の項目にされていませんが、顧客への情報伝達を円滑に行うため可能な限り記入してください。

（7）　REACH SVHC 含有情報の消失に対する対応について（Ver.2.00 以降のツール使用時の注意点）

遵法判断情報に SVHC の含有情報が記入された旧バージョン（Ver.1.07/1.06 など）のデータを Ver.2.00 以降のツールに読み込み、最新化（確定解除）または複合化すると、含有していた SVHC の情報がツールの仕様により消失します。最新化（確定解除）や複合化を行う前に SVHC の含有情報を確認し、含有している場合は、Ver.2.00 以降のデータ作成時に含有判定および含有量等を手入力して、確実にその情報を伝達して下さい。

（8）　提供された情報の取り扱い

貴社から提供された情報は、chemSHERPA 製品含有化学物質情報の利用ルールに基づきオムロンの製品についての情報として使用します。この情報には機密情報はないものとし川下企業へ開示しますので、作成するデータに機密情報を含めないでください。

５．２．２　非含有証明書の作成に関する要求事項

部材に別紙１の「規制化学物質リスト」の含有禁止物質／用途（A ランク）および全廃物質／用途（A1ランク）が非含有の場合は、それを証明する別紙4の「製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書」を下記の通り作成してください。

（1）「会社名」「責任者名」「TEL」を記載してください。原則、オムロンから見た１次仕入先とし、貴社が商社の場合でも製造業者名ではなく貴社の情報を記載してください。印は社印または責任者印としてください。責任者とは、記載された内容を保証するとともに、不測の事態（損害賠償の発生など）に対して責任が果たせる人とします。

（2）非含有の製品または部材の「オムロン品番」「品目内容」を記入してください。記入欄が不足する場合は、対象品リストを別紙に添付してください。

（3）発行の「年・月・日」を記載してください。証明書の有効期間は、発行後、貴社が次回の非含有証明書を発行するまで有効とします。

注1. 顧客からの要求などで、非含有証明書とは別に分析（測定）データの提出を要求する場合があります。

注2. 調査対象の部材が、オムロンから顧客へ輸送する際に使用する梱包・包装材の場合は、別紙1の「規制化学物質リスト」に記載されている梱包材中の重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀）、ポリ塩化ビニル（PVC）とフタル酸エステル類グループ1に対しても非含有を確認してください。

５．２．３　全廃誓約書の作成に関する要求事項

部材に別紙１の「規制化学物質リスト」の全廃物質／用途（A1ランク）が含有の場合（ただし、含有禁止物質／用途（Aランク）は非含有）は、オムロンが定める含有禁止日（全廃時期）までに全廃する証として、別紙5の「製品・部材に含まれる全廃物質の全廃誓約書」を下記の通り作成してください。

（1）「会社名」「責任者名」「TEL」を記載してください。原則、オムロンから見た１次仕入先とし、貴社が商社の場合でも製造業者名ではなく貴社の情報を記載してください。印は社印または責任者印としてください。責任者とは、記載された内容を保証するとともに、不測の事態（損害賠償の発生など）に対して責任が果たせる人とします。

（2）全廃する製品または部材の「オムロン品番」「品目内容」「適用除外用途リスト用途コード」「全廃対応時期」を記入してください。全廃対応時期は、オムロンの定める含有禁止日までの時期で設定します。記入欄が不足する場合は、対象品リストを別紙に添付してください。

（3）発行の「年・月・日」を記載してください。誓約書の有効期間は、発行後、貴社が全廃対応を完了し、非含有証明書を発行するまで有効とします。

注1．全廃物質／用途（A1ランク）の代替に伴う材質や工程の変更について、全廃誓約書に記載した「全廃対応時期」までに、別紙6の「仕様変更依頼書（SCR）」もしくは別紙7の「工程変更連絡書（PCR）」※などの書面をオムロンの担当窓口部門へ提出し認可を受けてください。なお必要に応じてサンプルを提供してください。
※オムロン担当窓口部門によって、異なる帳票を使用する場合があります。使用する帳票については、担当窓口部門に確認をお願いします。

注2．全廃誓約書の提出にてオムロンでは該当部材を含有禁止日まで購入可能です。また全廃対応後は再調査を実施します。（品番変更を伴う場合は新品番にて調査）

注3．全廃しない場合は、全廃誓約書の提出はできません。オムロンでは他部材への切替えを検討します。

注4．調査対象の部材が、オムロンから顧客へ輸送する際に使用する梱包・包装材の場合は、別紙1の「規制化学物質リスト」に記載されている梱包材中の重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀）、ポリ塩化ビニル（PVC）とフタル酸エステル類グループ1に対しても非含有を確認してください。

５．３　提出と変更管理に関する要求事項

５．３．１　提出資料のファイル名

提出資料（データ）は、下記のファイル命名規則に従ってください。

＜命名規則＞

提出資料の種類_仕入先コード_整理番号_作成日_任意文字列（半角英数）．拡張子

①　②　③　④　⑤　⑥

①chemSHERPA-AI ファイルの場合：SHAI、 非含有証明書の場合：HGS、 全廃誓約書の場合：ZPS

②仕入先コード：半角８桁　例）02XXXXXX

③依頼時にオムロンから指定された調査 No.（chemSHERPA-AI 依頼者情報欄の整理番号）

④作成日：半角８桁　例）20110401

⑤型名、品名など任意の文字列（半角英数）

⑥chemSHERPA-AI ファイルの場合：shai、 非含有証明書/全廃誓約書の場合：pdf

５．３．２ 情報の変更管理

提出資料（データ）の提供後、情報に変更が生じた場合は、速やかに資料（データ）を改訂しオムロンの担当窓口部門へ連絡ください。変更は主に下記の場合が想定されます。

・物質の含有情報の集計などで誤りが判明した場合。

・貴社仕入先からの含有情報に変更が生じた場合。

・新たな物質が本マニュアルの物質リストに追加された場合や、含有基準が変更になった場合。

・貴社で変更（材質/印刷/塗料/めっき処理/接着剤/潤滑剤/はんだ/生産場所の変更）が生じた場合。

（必要に応じ、別紙6の「仕様変更依頼書（SCR）」※、別紙7の「工程変更連絡書（PCR）」※などの書類提出、サンプル提供要などの対応をおこなってください。）

など

※オムロン担当窓口部門によって、異なる帳票を使用する場合があります。使用する帳票については、担当窓口部門に確認をお願いします。

６．対応手順

６．１ chemSHERPA 関連資料の確認

下記の資料を確認いただき、chemSHERPA-AI ファイルの作成方法を理解してください。マニュアルやツール類は日本の経済産業省と chemSHERPA の Web サイトより、日本語版、英語版、中国語版が入手できます。

※経済産業省の Web サイト ：

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/other/douga.html （日本語）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/english/video.html （英語）

①概要説明編（動画）

②操作説明編（動画）

※chemSHERPA の Web サイト ：

https://chemsherpa.net/ （日本語）

https://chemsherpa.net/english/ （英語）

③chemSHERPA 入門セミナーテキスト

④chemSHERPA-AI クイックマニュアル集

⑤chemSHERPA 製品含有化学物質情報の利用ルール

⑥成形品用のデータ作成支援ツールとマニュアル一式

⑥-1 chemSHERPA-AI データ作成支援ツール Article.exe

⑥-2 chemSHERPA 成形品データ作成支援ツール 操作マニュアル

⑥-3 chemSHERPA 成形品データ作成支援ツール 入力マニュアル

6．2　部材調査の手順

図3の手順に従って部材調査を実施してください。

	フロー	補足説明
部材調査の手順	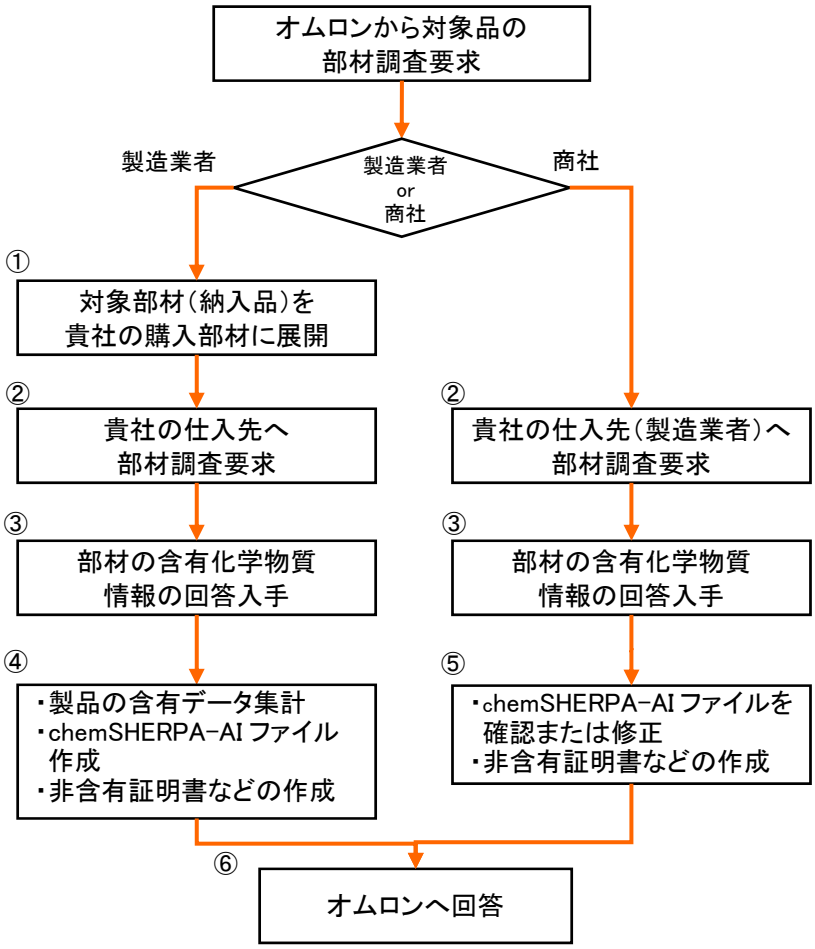	オムロンから要求がある。 ①製造業者は、調査対象品に構成される購入部材を特定する。 ②貴社仕入先へ部材調査を要求する。 ③貴社仕入先から部材の含有化学物質の情報を入手する。（chemSHERPA(-AI・-CI※1)、SDS※2、分析レポートなど使用） ④製造業者は、貴社製品単位で含有データを集計する。その結果をもとに「chemSHERPA-AI 作成支援ツール（chemSHERPA 成形品データ作成支援ツール）」を使用し、chemSHERPA-AI ファイルを作成する。（別紙8～11参照） ⑤商社は、仕入先から入手した chemSHERPA-AI ファイルを「chemSHERPA-AI（作成支援）ツール」で読み込み、内容確認する。また、必要に応じて修正する。（別紙12参照） 仕入先から得られた含有情報が chemSHERPA-AI ファイルでない場合は、製造業者と同様に自社で chemSHERPA-AI ファイルを作成する。（別紙8～11参照） ⑥オムロンへ調査結果を回答する。 ・chemSHERPA-AI ファイル ・非含有証明書 or 全廃誓約書

図3．部材調査の手順

※1．chemSHERPA-CI
chemSHERPA-CI（作成支援）ツールによって作成された調査対象品目やその含有化学物質情報が記入された電子データ。化学品（調剤・混合物）を対象としている。

※2．SDS：化学物質安全データシート（Safety Data Sheet）
物質を扱う事業者に、環境と健康の保護および作業上の安全に関する必要な措置をとるために作成され提供される文書。日本では、安衛法・PRTR 法・毒劇法で提供が義務付けられている。

６．３ 具体的な作成手順と作成例

chemSHERPA-AI ファイルの具体的な作成手順と作成例を別紙に記載しますので参考にしてください。

別紙８．chemSHERPA-AI ファイル（基本情報）作成手順と作成例（製造業者：作成者編）

別紙９．chemSHERPA-AI ファイル（遵法判断情報）作成手順と作成例（製造業者：作成者編）

別紙１０．chemSHERPA-AI ファイル（成分情報）作成手順と作成例（製造業者：作成者編）

別紙１１．chemSHERPA-AI ファイル（基本情報）作成手順と作成例（製造業者：承認者編）

別紙１２．chemSHERPA-AI ファイル（基本情報）作成手順と作成例（商社編）

主な改訂履歴

改訂日	版	主な改訂内容
2003/10/21	Ver.1.0	初版
2006/11/01	Ver.2.0	管理対象物質を207物質群→JGPSSI Ver3 準拠の25物質群へ変更
2011/04/08	Ver.3.0	全面書替え 管理対象物質を JGPSSI Ver3 準拠（25物質群）→Ver4.11（49物質群）へ変更 独自の含有基準や調査フォーマットを JGPSSI の内容に変更
2012/07/31	Ver.3.1	管理対象物質を JGPSSI Ver4.11（49物質群）→Ver4.20（61物質群）へ変更。 これに伴い、別紙1．規制化学物質リスト／別紙2．例示物質リスト差替え 5．2．3 技術変更の手続き(工程変更連絡書の作成) 追記 JGPSS ツール 回答元記入欄：商社名記入→メーカ名でも可能 へ変更 非含有証明書 部材含有化学物質調査マニュアル Ver3.0→3.1 へ変更 物質群数変更：Aランク 26→28／A1ランク 2→0 へ変更 品番欄：(品番なし：メーカ名記入) 削除 品名欄：品目内容 へ変更 形式欄：備考 へ変更 全廃誓約書 物質群数変更：Aランク 26→28／A1ランク 2→0 へ変更 品番欄：(品番なし：メーカ名記入) 削除 品名欄：品目内容 へ変更 形式欄：備考 へ変更
2014/04/21	Ver.3.2	・管理対象物質を JGPSSI Ver4.20（61物質）→4.31（88物質群）へ変更 ・規制物質の一覧を挿入 ・規制化学物質リストを規制化学物質／用途リストに変更 ・仕様変更依頼書を挿入 ・それらに伴う別紙番号を振り直し ・管理区分の定義見直しとランク再設定 非含有証明書 部材含有化学物質調査マニュアル Ver3.1→3.2 へ変更 全廃誓約書 部材含有化学物質調査マニュアル Ver3.1→3.2 へ変更
2016/12/26	Ver.3.3	・オムロンが参照する物質リストを JGPSSI V4.31 から IEC62474 に変更 ・オムロンの物質リストに IEC62474 物質リストから A ランク物質を追加 使用禁止物質： PFOA、PAH 類、BNST ・PCN 類では、使用禁止物質の範囲は「3 個以上の塩素原子」から「1 個以上の塩素原子」に変更 ・EU RoHS 指令により 4 種のフタル酸エステルをA1ランク物質とする 全廃物質：DEHP/DOP、BBP、DBP、DIBP ・非含有証明書 部材含有化学物質調査マニュアル Ver3.2→3.3 へ変更 ・全廃誓約書 部材含有化学物質調査マニュアル Ver3.2→3.3 へ変更

2017/3/31	Ver.3.4	Ver3.3 において別紙1と別紙2の間で記載が異なるなどの誤植があったため、誤植訂正を行った 主な訂正箇所は以下のとおり PBB/PBDE（別紙1および別紙2） TBTO（別紙1） HBCDD（別紙2） ポリ塩化ナフタレン（別紙2） PVC（別紙1） DEHP（DOP）/DBP/BBP/DIBP（別紙2） PFOA（別紙2） PAH（別紙2） BNST[（別紙1および別紙2）
2017/10/13	Ver.4.0	・グリーン調達基準書の要求事項に合わせ、含有化学物質管理を要求事項に追加 ・JGP/AIS→chemSHERPA への変更に伴い、要求事項と作成手順を見直し ・IEC62474/chemSHERPA の物質リストに合わせて、物質リストを再構成（別紙の物質リスト） ・非含有証明書 Ver.を変更 Ver3.4→4.0 へ変更 ・全廃誓約書 Ver.を変更 Ver3.4→4.0 へ変更
2018/05/31	Ver.4.1	・chemSHERPA(IEC62474)物質リストの 1.05 へのバージョンアップに伴い、下記を見直し −申告物質の名称変更 （ニッケル→ニッケル化合物） −物質/物質群内のナンバリング方法を変更 （PAHs） −追加された SVHC5物質の追記 −RoHS 適用除外項目の細分化への対応 （表示記号：9(b)、13(b)） ・法令変更に伴う管理区分の見直し （BNST：A→C） ・非含有証明書および全廃誓約書の Ver.を更新 （Ver4.0→4.1） ・用語の表記について適切性の観点から見直し （3. 部材調査の対象範囲）
2019/05/20	Ver.4.2	1. 設定した全廃時期に至ったため、A1: 全廃物質から A 使用禁止物質に変更 ・フタル酸ビス(2−エチルヘキシル)（DEHP/DOP） ・ジイソブチル=フタラート(DIBP) ・ジブチルフタラート(DBP) ・ベンジル=ブタン−1−イル=フタラート(BBP) 2. chemSHERPA(IEC62474)物質リスト Ver1.06 及び Ver1.07、のバージョンアップに伴い、下記を変更 (1)別紙 1 規制化学物質リスト B:含有管理物質に追加 ・フルオランテン ・ピレン ・八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸 ・ベンゾ[g,h,i]ペリレン ・2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12−ドデカメチルシクロヘキサシロキサン ・2,2,4,4,6,6,8,8,10,10−デカメチルシクロペンタシロキサン ・2,2,4,4,6,6,8,8−オクタメチルシクロテトラシロキサン ・水素化テルフェニル ・2,2−ビス(4'−ヒドロキシフェニル)−4−メチルペンタン ・鉛 ・ジシクロヘキサン−1−イル=フタラート ・フェナントレン (2)別紙 1 規制化学物質リストに A：使用禁止物質に登録される物質に B ランク用途が追加 ベンゾ[k]フルオランテン (3)物質名称を法令名称に合わせて変更 別紙 1 規制化学物質リスト B:含有管理物質 No.11 SG044 No.17 SG051

		(4)正式に管理対象物質から削除されたため、別紙 1 規制化学物質リスト C:自主管理物質から削除 N-フェニルベンゼンアミンのスチレン及び 2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物(BNST) (5)RoHS 適用除外項目の細分化に伴い、適用除外用途の説明欄に補足を追記 別紙 2 適用除外用途リスト RoHS13(b)、RoHS6(a)、RoHS6(b)など (6)RoHS 適用除外項目の期限審議中項目の表記を修正 A1 ランクより B に変更し全廃時期を削除 (7)RoHS 適用除外項目のリスト改定に伴う修正 追加:RoHS39(a) 、6(a)-Ⅰ、6(b)-Ⅰ／Ⅱ 削除:RoHS9(b) 3. 別紙 1 規制化学物質リストに A:使用禁止物質と B:含有管理物質に重複して記載していたため、A:禁止物質に B ﾗﾝｸ用途を追加する形で記載方法を変更 A:使用禁止物質 ベンゾ[a]ピレンに B 物質用途を追加 4. 別紙1、2、3についてフォーマットを変更 あわせて誤記などの修正を実施
2020/1/20	Ver.4.3	1. chemSHERPA による鉛/鉛化合物の報告方法として、別紙1. 規制化学物質リスト に注14を追加 2. chemSHERPA(IEC62474)の物質リスト改定(Ver.2.00)に伴い、以下を変更 (1) 別紙 1 規制化学物質リストおよび、別紙3. 例示物質リスト に以下の物質を追加 ・フタル酸エステル類 グループ 1 に DIBP を追加するとともに、新たな用途を追加 ・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩・・・A:含有禁止物質 ・PFOA 関連物質・・・A:含有禁止物質 ・分岐及び直鎖型 4-ノニルフェノールエトキシレートを 0.1%以上含む亜リン酸トリス(4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型)(TNPP)・・・B:含有管理物質 (2) RoHS 適用除外項目の細分化に伴い、別紙2. 適用除外用途リスト に以下を追加 8(b)→8(b)-Ⅰ、15→15(a)、18(b)→18(b)-Ⅰ、21→21(a),21(b),21(c) (3) RoHS 適用除外用途の有効期限に応じて、以下の管理区分(ランク)を変更 ・6(a),6(b),8(b),13(b),15,21 (4)「参照法規制など」の記載内容を変更 3. 非含有証明書および全廃誓約書の Ver.を更新 (Ver4.2→4.3) 4.「5. 1. 2 含有判定基準と含有判定の考え方」に、「成形品」の定義として補足説明を追記 5. chemSHERPA のツール仕様変更(Ver.2.00)に伴い、5. 2. 1項に「(7) REACH SVHC 含有情報の消失に対する対応について(Ver.2.00 ツール使用時)」を追記 6. chemSHERPA のツール変更(Ver.2.00)に伴い、別紙8～別紙12の記載内容を chemSHERPA Ver2ツールの操作説明へ変更 7. 含有禁止物質の含有が判明した場合の注意喚起のため、5. 2. 2項の注1の記載内容を、5. 1. 4項としての記載に変更。 その他、用語の表記などについて適切性の観点から変更。
2020/5/15	Ver4.4	1. chemSHERPA(IEC62474)の物質リスト改定(Ver2.01)に伴い、以下を変更 (1) 別紙 1 規制化学物質リスト に、以下の物質を追加 ・七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物・・・B:含有管理物質 ・ジイソヘキシル=フタラート・・・B:含有管理物質 ・パーフルオロブタンスルホン酸 (PFBS) とその塩 (2) RoHS 適用除外用途の有効期限に応じて、別紙 2 適用除外用途リストの以下の用途コードについて管理区分(ランク)を変更 ・9,18(b)-Ⅰ,42:B→A ・2(b)(4),3(a),3(b),3(c),4(e),7(c)-Ⅳ,21(a),21(b),21(c),24,37,41:B→A1

		(3) 別紙 2 適用除外用途リスト について、以下の物質/物質群から「一般公衆向け製品に使用されないもの」を削除 ・SG009 ジブチルスズ化合物(DBT) ・SG010 ジオクチルスズ化合物(DOT) (4) オムロン要求事項として、別紙 2 適用除外用途リスト に、以下用途コードを追加 ・7(b),9(b):A (5) 別紙 3 例示物質リスト に、以下の物質/物質群を追加 ・SG057 パーフルオロブタンスルホン酸 (PFBS) とその塩 (6) 別紙 3 例示物質リスト から、以下 4 物質群を削除 ・SG049 クリセン ・SG050 ペンゾ[a]アントラセン ・SG052 フルオランテン ・SG053 ピレン (7) その他、上記変更に関連する事項についての記載内容を変更 2. 非含有証明書および全廃誓約書の Ver.を更新 (Ver4.3→4.4) その他、用語の表記などについて適切性の観点から変更。

部材含有化学物質調査マニュアル Ver. ４. ４

発行日 : ２００３年１０月２１日

改訂日 : ２０２０年５月１５日

発行 : オムロン株式会社

グローバル購買・品質本部 品質戦略室

別紙１．規制化学物質リスト

リスト中に示される注の注意事項を以下に示す。

注意事項

注1　含有判定基準に従って、含有判定してください。詳細は、本文５．１．２項を参照してください。
なお、含有判定基準欄に記載の ID は、IEC62474DSL で定義されている ID で、chemSHERPA 遵法判断情報で使用されている 5 桁の数字です。
IEC62474DSL は IEC62474 が定義した Declarable substance groups and declarable substances(申告物質)のリストです。
以下の URL の WEB サイトからダウンロードできます。
http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf

注2　報告レベルとは、「何に対する含有率か（貴社の製品、均質材料、構成部品など）」（含有率を算出する際の分母）を示しています。詳細は、本文５．１．２項を参照してください。
リスト中の表現における製品、材料、部品は、それぞれ下記に対応します。
製品＝貴社の製品、材料＝均質材料、部品＝構成部品、成形品＝５．１．２項※2を参照

注3　CAS 番号がない物質に対して、chemSHERPA の SG 番号または SN 番号を記載している場合があります。

注4　この物質/物質群は、A1ランクの用途・閾値もあるため、「A1：全廃物質」の表に掲載されている物質/物質群に対しても含有判定してください。

注5　この物質/物質群は、A ランクの用途・閾値もあるため、「A：含有禁止物質」の表に掲載されている物質/物質群に対しても含有判定してください。

注6　この物質/物質群には、適用除外用途があります。別紙 2 を参照してください。

注7　この閾値は対象となる元素の含有率で示されているため、別紙 3 の例示物質リストの元素換算係数を使用して含有率を算出し、含有判定してください。

注8　この基準は chemSHERPA の遵法判断情報に含まれていませんが、法規制に基づき、オムロン独自に用途・閾値や適用除外用途を追加したものです。（別紙 2 にもあります。）

注9　梱包包装材中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)と、ポリ塩化ビニル（PVC）は、オムロンが独自に追加した物質です。chemSHERPA の遵法判断情報の物質リストに含まれていない物質ですが含有判定してください。

注10　全廃時期とは、オムロンが定める部材の含有禁止日のことです。詳しくは５．１．１の表1「全廃物質/用途（A1 ランク）」を参照してください。

注11　「長期間皮膚に接触する場合が明らかな場合」とは、対象部材が皮膚に接触し、EN1811 の試験に不合格となる場合をいいます。
長時間皮膚に接触する可能性のある製品の例としては、下記があります。
イヤリング、ネックレス、ブレスレット、チェーン、アンクレット（足首の装飾品）、指輪、腕時計（本体、バンド、留具）、リベット（ボタン、留具、ジッパー）、その他衣類に装着される金属製のもの

注12　RoHS 指令の適用除外用途について、いずれかのカテゴリにて使用可能な場合は、オムロンとして管理区分を明確にするために別紙 2 に掲載します。すべてのカテゴリで使用不可の場合は、別紙 2 に掲載しません。

注13　例示物質リストに記載の"IEC62474RSL ID"は、IEC62474RSL で定義されている ID のことです。
IEC62474RSL は IEC62474 が定義した Reference substances(例示物質)のリストです。
以下の URL の WEB サイトからダウンロードできます。
http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf

注14　含有判定基準欄に記載の用途（報告用途）において、ID:00023 または ID:00024 として 0.1%以上の含有を報告する場合は、RoHS の適用除外を明確にするために ID:00021 としても報告してください。

A:含有禁止物質／用途(43 物質)

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
1	SG001	アスベスト類	A	00003	全製品	意図的添加［報告レベル:製品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA); [Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles in Switzerland (ChemRRV) Swiss Ordinance 814.81
2	SG002	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	A	00004	織物/皮革製品	生成アミンが仕上がり織物/皮革製品の 0.003 重量%(30ppm)［報告レベル:材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
3	SG006	カドミウム/カドミウム化合物	A 注 6	00010	電池を除く全製品	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量%(100ppm)［報告レベル:材料］ 注 7	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			A 注 8	00011	(1)非ボタン型のアルカリ/マンガン/ニッケル水素電池	電池中のカドミウムの 0.001 重量%(10ppm)［報告レベル:部品］ 注 7	[Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation)
			B 注 8	00011	上記(1)以外の全ての電池	電池中のカドミウムの 0.001 重量%(10ppm)［報告レベル:部品］ 注 7	[Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation); [EU] Battery Directive 2006/66/EC
			A 注 8	00011	上記(1)以外の全ての電池	電池中のカドミウムの 0.002 重量%(20ppm)［報告レベル:部品］ 注 7	[EU] Battery Directive 2006/66/EC

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
4	SG008	六価クロム化合物	A 注 6	00012	全製品	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］ 注 7	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575
5	SG009	ジブチルスズ化合物（DBT）	A	00014	全製品	部品中のスズの 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：部品］ 注 7	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
6	SG010	ジオクチルスズ化合物（DOT）	A 注 6	00015	(a)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品（b)育児製品（c)2 液性室温硬化モールディングキット（RTV-2 シーラントモールディングキット）	部品中のスズの 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：部品］ 注 7	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
7	SG013	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	A	00020	全製品	意図的添加または 0.01 重量%（100ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004
8	SG014	鉛/鉛化合物	A 注 6, 14	00021	以下を除く全製品。1.電池、2.熱硬化性または熱可塑性のプラスチックで被覆されているケーブル／コードの表面被覆材、3.おもちゃやその他の子供向け製品の塗装または同類の表面被覆	均質材料中の鉛の 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］ 注 7	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
8	SG014	鉛/鉛化合物	A	00022	主として 12 歳以下の子供向けの消費者製品	製品中の鉛の 0.01 重量%(100ppm) [報告レベル:製品] 注 7	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			A 注 14	00023	子供向けの玩具及び製品の塗料又は表面塗装	表面塗装中の鉛の 0.009 重量%(90ppm) [報告レベル:材料] 注 7	[USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			A 注 14	00024	熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の鉛の 0.03 重量%(300ppm) [報告レベル:材料] 注 7	[USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
			A 注 8	00025	(1)アルカリ電池 (ボタン型を除く)	電池中の鉛の 0.004 重量%(40ppm) [報告レベル:部品] 注 7	[China] Limitation of mercury, cadmium and lead contents for alkaline and non-alkaline zinc manganese dioxide batteries GB 24427-2009
			A 注 8	00025	アルカリ電池(ボタン型)及びマンガン電池	電池中の鉛の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:部品] 注 7	Brazil Conama401/08
			B 注 8	00025	(1)を除く全ての電池	電池中の鉛の 0.004 重量%(40ppm) [報告レベル:部品] 注 7	[EU] Battery Directive 2006/66/EC
9	SG019	水銀/水銀化合物	A 注 6	00029	電池を除く全製品	意図的添加または均質材料の水銀の 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:材料] 注 7	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [USA California] Electronic Waste Recycling Act (California RoHS) SB 20, amended by SB 50 and AB 575; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [Canada] Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
9	SG019	水銀/水銀化合物	A	00030	電池	意図的添加または電池中の水銀の 0.0001 重量%（1ppm）［報告レベル：部品］ 注 7	[EU] Battery Directive 2006/66/EC; [China] Limitation of mercury, cadmium and lead contents for alkaline and non-alkaline zinc manganese dioxide batteries GB 24427-2009; [Taiwan (Province of China)] Restrictions on the Manufacture, Import, and Sale of Dry Cell Batteries; [Korea (the Republic of)] Quality Management and Manufactured Product Safety Management Law (Battery Regulation); [USA New York] Environmental Conservation Law, Battery management and disposal § 27-0719
			A	00132	電池	均質材料中の水銀の 0.0005 重量%（5ppm）[報告レベル：材料] 注 7	[Canada] Products containing Mercury Regulations SOR/2014-254
10	SG021	オゾン層破壊物質（CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	A	00032	全製品	意図的添加［報告レベル：製品］	[EU] Regulation on substances that deplete the ozone layer (EC) No. 1005/2009; [Japan] Law concerning the Protection of the Ozone Layer through the Control of Specified Substances and Other Measures; [USA] Clean Air Act; (Treaty) Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer
11	SG023	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	A 注 6	00124	織物またはその他のコートされた材料	意図的添加またはコートされた材料の 1μg/m2［報告レベル：材料］	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Canada] Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations SOR/2012-285 and its amendment; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
11	SG023	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	A 注 6	00125	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	意図的添加または部品中の 0.1 重量%（1000ppm）(PFOS の合計として）［報告レベル：材料］	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Canada] Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations SOR/2012-285 and its amendment; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
12	SG024	フタル酸エステル類　グループ 1（BBP, DBP, DEHP, DIBP）	A	00036	玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
			A 注 8	－	以下を除く全製品 -玩具、育児製品 -RoHS 指令が適用される製品 -医療機器規則が適用される製品 -人の口腔粘膜に接触もしくは長時間肌に接触する可塑化された材料が無い、産業用に限定された成形品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
13	SG025	フタル酸エステル類　グループ 2（DIDP, DINP, DNOP）	A	00037	子供の口に入る玩具、または育児製品	フタル酸エステルの合計として可塑化した材料の 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [USA] Consumer Product Safety Improvement Act of 2008 PUBLIC LAW 110-314
14	SG026	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	A	00044	全製品	均質材料の 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
15	SG027	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	A	00045	全製品	意図的添加または均質材料の 0.1 重量％（1000ppm）［報告レベル：材料］	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [China] Law Measures for Restriction of the Use of Hazardous Substances in Electrical Appliances and Electronic Products; [Japan] Law for the Promotion of Effective Utilization of Resources; [Japan] Act o n the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
16	SG028	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）及び特定代替品	A	00046	全製品	意図的添加［報告レベル：製品］	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [USA] Toxic Substances Control Act (TSCA); [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
17	SG029	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	A	00047	全製品	材料の 0.005 重量％［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
18	SG030	ポリ塩化ナフタレン類(PCN 類)	A	00048	全製品	意図的添加［報告レベル：製品］	[EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
19	SG031	放射性物質	A	00049	全製品	意図的添加［報告レベル：製品］	[USA] Nuclear Regulatory Commission Regulations Title 10 CFR Part 20; [Japan] Law for the Regulation of Nuclear Source Material, Nuclear Fuel Material, and Reactors; [Japan] Law Concerning Prevention from Radiation Hazards due to Radio-Isotopes, etc.; [EU] Directive 2013/59/Euratom

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
20	SG034	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10～13）	A	00052	全製品	意図的添加または 0.1 重量%（1000ppm）[報告レベル：成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [EU] Persistent Organic Pollutants (POPs) Regulation (EC) No.850/2004; [Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922; [Switzerland] Act of Reduction of Risks in Treatment of Specified Hazardous Substances, Preparations, and Articles in Switzerland (ChemRRV) Swiss Ordinance 814.81
21	SG035	三置換有機スズ化合物	A	00055	全製品	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の 0.1 重量% ［報告レベル：部品］注 7	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.; [Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922
22	SG042	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）と個々の塩及び PFOA のエステル	A	00103	織物および、フィルムまたは紙または印刷用原版用の写真コーティングおよびその他のコートされた消費者製品	1μg/m2(PFOA の合計として）［報告レベル：材料］	[Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
22	SG042	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)と個々の塩及びPFOA のエステル	A	00104	織物および、フィルムまたは紙または印刷用原版用の写真コーティングおよびその他のコートされた消費者製品を除く全製品	部品中 0.1%(PFOA の合計として）［報告レベル：材料］	[Norway] Regulations relating to restrictions on the manufacture, import, export, sale and use of chemicals and other products hazardous to health and the environment (Consumer Product Regulations) FOR-2004-06-01-922
23	SG047	ニッケル/ニッケル化合物	A 注 8	00031	長期間皮膚に接触する可能性のある製品（長期間皮膚に接触する場合が明らかな場合）注 11	意図的添加［報告レベル：製品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			B 注 8	00031	長期間皮膚に接触する可能性のある製品（長期間皮膚に接触する場合が不明な場合）	意図的添加［報告レベル：製品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
24	SG054	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	A	00160	全製品	PFOA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%［報告レベル：成形品、混合物］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
25	SG055	PFOA 関連物質	A	00161	全製品	PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量%［報告レベル：成形品、混合物］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
26	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	A	00038	全製品	均質材料の 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
27	192-97-2	ベンゾ[e]ピレン	A	00109	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			A	00117	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%（0.5ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
28	205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン	A	00113	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
28	205-82-3	ベンゾ[j]フルオランテン	A	00121	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%（0.5ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
29	205-99-2	ベンゾ[b]フルオランテン	A	00112	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			A	00120	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%（0.5ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
30	207-08-9	ベンゾ[k]フルオランテン	A	00114	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			A	00122	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%（0.5ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			B	00156	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
31	218-01-9	クリセン	A	00111	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			A	00119	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%（0.5ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			B	00144	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
32	3846-71-7	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	A	00035	全製品	意図的添加または 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
33	50-00-0	ホルムアルデヒド	A	00019	織物	織物製品の 0.0075 重量%(75ppm）［報告レベル：材料］	[Austria] BGB I 1990/194: Formaldehyde Restriction §2, 12/2/1990; [Lithuania] Hygiene Norm HN 96:2000 (Hygiene Norms and Regulations)

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
34	50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	A	00108	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			A	00116	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%（0.5ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			B	00138	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
35	53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン	A	00115	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			A	00123	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%（0.5ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
36	56-35-9	ビス[トリブチルスタンニル]オキシド（TBTO）	A	00054	全製品	意図的添加または 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [Japan] Act on the Evaluation of Chemical Substances and Regulation of Their Manufacture, etc.
37	56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン	A	00110	玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.0001 重量%（1ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			A	00118	直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	プラスチックまたはゴム部品の 0.00005 重量%（0.5ppm）［報告レベル：材料］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
			B	00145	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
38	624-49-7	ジメチル=フマラート	A	00016	全製品	部品中の 0.00001 重量%（0.1ppm）［報告レベル：部品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 ANNEX XVII
39	84-69-5	ジイソブチル=フタラート	A	00041	全製品	均質材料の 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
40	84-74-2	ジブチルフタラート(DBP)	A	00039	全製品	均質材料の 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
41	85-68-7	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート(BBP)	A	00040	全製品	均質材料の 0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：材料］	[EU] RoHS Directive 2011/65/EU and its amendments; [EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
42	SG006 SG008 SG014 SG019	梱包包装材中の重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀）	A 注 9	－	梱包包装材	均質材料あたり重金属総量 0.01 重量%（100ppm）［報告レベル：材料］ 注 7	94/62/EC（包装廃棄物指令）;米国包装材重金属規制
43	9002-86-2	梱包包装材中のポリ塩化ビニル(PVC)	A 注 9	－	梱包包装材	意図的添加［報告レベル：材料］	オムロン自主規制

A1:全廃物質／用途（該当なし）

該当なし

B:含有管理物質(90 物質)

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
1	SG003	ホウ酸	B	00007	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
2	SG011	四ホウ酸二ナトリウム類	B	00017	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
3	SG012	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	B	00018	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	[EU] REGULATION (EU) No 517/2014 on fluorinated greenhouse gases
4	SG022	過塩素酸塩	B	00033	全製品	電池または構成部品の 6E-7 重量% [報告レベル:部品]	[USA California] Perchlorate Contamination Prevention Act of 2003 AB 826
5	SG032	耐火セラミック繊維 (RCF)、アルミノ珪酸塩	B	00050	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
6	SG033	耐火セラミック繊維 (RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩	B	00051	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
7	SG039	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	B	00092	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
8	SG040	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	B	00098	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
9	SG041	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	B 注 5	00090	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	[USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
10	SG043	フタル酸ジイソノニル(DINP)	B 注 5	00107	全製品	意図的添加 [報告レベル:製品]	[USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
11	SG044	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステルまたはデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合物	B	00131	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
12	SG045	パーフルオロノナン-1-酸とそのナトリウム及びアンモニウム塩類	B	00140	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
13	SG046	ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)およびそのナトリウムとアンモニウム塩	B	00142	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
14	SG048	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸及びその塩	B	00143	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
15	SG051	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン (″デクロランプラス″™)	B	00147	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
16	SG056	分岐及び直鎖型 4-ノニルフェノールエトキシレートを 0.1%以上含む亜リン酸トリス(4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型)(TNPP)	B	00162	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
17	SG057	パーフルオロブタンスルホン酸 (PFBS) とその塩	B	00165	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
18	10099-74-8	二硝酸鉛	B 注 5	00089	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
19	110-71-4	1,2-ジメトキシエタン;エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)	B	00068	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
20	11103-86-9	ヒドロキシオクタオキソ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	B 注 5	00061	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
21	111-96-6	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	B	00058	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
22	1120-71-4	1,3-プロパンスルトン	B	00133	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
23	112-49-2	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン(TEGDME;トリグライム)	B	00066	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
24	115-96-8	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート	B	00056	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
25	117-82-8	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	B	00059	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
26	12008-41-2	八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸	B	00152	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
27	12036-76-9	酸化硫酸二鉛	B 注 5	00085	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
28	12060-00-3	三酸化チタン鉛	B 注 5	00083	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
29	12065-90-6	四酸化硫酸五鉛	B 注 5	00073	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
30	12141-20-7	二酸化ホスホン酸三鉛	B 注 5	00067	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
31	12202-17-4	三酸化硫酸四鉛	B 注 5	00070	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
32	12267-73-1	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物	B	00163	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
33	12578-12-0	ジオキソ(ジステアラト)三鉛	B 注 5	00087	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
34	12626-81-2	チタン酸ジルコニウム酸鉛	B 注 5	00084	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
35	12656-85-8	C.I.ピグメントレッド 104	B 注 5	00027	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
36	129-00-0	ピレン	B	00159	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
37	1303-28-2	五酸化二ヒ素	B	00001	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
38	1303-86-2	三酸化二ホウ素	B	00075	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
39	1306-19-0	酸化カドミウム	B 注 5	00094	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
40	1306-23-6	硫化カドミウム	B 注 5	00099	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
41	131-18-0	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル（DPP）	B	00095	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
42	1314-41-6	四酸化三鉛	B 注 5	00071	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
43	1327-53-3	三酸化二ヒ素	B	00002	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
44	1344-37-2	C.I.ピグメントイエロー34	B 注 5	00028	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
45	140-66-9	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	B	00057	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
46	15571-58-1	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタン-1-イルスタンナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート	B 注 5	00128	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
47	191-24-2	ベンゾ[g,h,i]ペリレン	B	00148	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
48	1937-37-7	C.I.ダイレクトブラック 38	B	00126	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
49	206-44-0	フルオランテン	B	00157	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
50	20837-86-9	シアナミド鉛	B 注 5	00077	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
51	21041-95-2	水酸化カドミウム	B 注 5	00146	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
52	25155-23-1	トリス(ジメチルフェニル)=ホスファート	B	00100	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
53	25973-55-1	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	B	00130	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
54	36437-37-3	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール	B	00135	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
55	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム（APFO）	B 注 5	00097	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
56	3864-99-1	2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-t-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール[別名：2-(3,5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール]	B	00134	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
57	49663-84-5	クロム酸八水酸化五亜鉛	B 注 5	00060	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
58	540-97-6	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	B	00151	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
59	541-02-6	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-デカメチルシクロペンタシロキサン	B	00150	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
60	556-67-2	2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサン	B	00149	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
61	573-58-0	3,3'-(ビフェニル-4,4'-ジイルビスアゾ)ビス(4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸ナトリウム)（C.I. ダイレクトレッド 28）	B	00102	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
62	60-09-3	4-アミノアゾベンゼン	B	00069	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
63	605-50-5	ジイソペンチル=フタラート	B	00081	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
64	61788-32-7	水素化テルフェニル	B	00153	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
65	62229-08-7	亜硫酸と鉛の塩(二塩基性)	B 注 5	00065	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
66	629-14-1	1,2-ジエトキシエタン	B	00074	全製品	0.1 重量%（1000ppm）［報告レベル：成形品］	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
67	6807-17-6	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	B	00155	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
68	68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	B	00078	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
69	683-18-1	ジクロロジブチルスズ(DBTC)	B 注 5	00076	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
70	68515-42-4	ジアルキル(C=7～11、分岐、線型)=フタラート	B	00043	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
71	68515-50-4	ジヘキシル(分岐、線型)=フタラート	B	00106	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
72	68784-75-8	ケイ酸とバリウムの塩(1:1)(鉛ドープ)	B 注 5	00079	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
73	69011-06-9	ジオキソ(フタラト)三鉛	B 注 5	00086	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
74	71850-09-4	ジイソヘキシル=フタラート	B	00164	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
75	71888-89-6	ジアルキル(C=6～8、分枝、C7 に富む)=フタラート	B	00042	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
76	7439-92-1	鉛	B 注 5	00154	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
77	7440-43-9	カドミウム	B 注 5	00093	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
78	7646-79-9	二塩化コバルト(II)	B	00013	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
79	7758-97-6	クロム酸鉛(II)	B 注 5	00026	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
80	776297-69-9	N-ペンチル-イソペンチルフタル酸	B	00082	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
81	7789-06-2	クロム酸ストロンチウム	B 注 5	00053	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
82	80-05-7	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノール A)	B	00141	全製品	意図的添加または 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
83	8012-00-8	パイロクロア、C.I. ピグメントイエロー41	B 注 5	00072	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
84	84-61-7	ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート	B	00139	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
85	84-75-3	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	B	00091	全製品	意図的添加または 0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation; [USA California] Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (Proposition 65)
86	84777-06-0	ジペンチル(分枝および直鎖)=フタラート	B	00080	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
87	85-01-8	フェナントレン	B	00158	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
88	91031-62-8	脂肪酸(C16-C18)と鉛の塩	B 注 5	00088	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
89	96-45-7	イミダゾリジン-2-チオン(2-イミダゾリン-2-チオール)	B	00105	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation
90	SN0084	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルを構成要素とする物質 (DOTE とMOTEを構成要素とする物質)	B 注 5	00129	全製品	0.1 重量%(1000ppm) [報告レベル:成形品]	[EU] REACH Regulation (EC) No.1907/2006 Candidate List for Authorisation

C:自主管理物質(3 物質)

No	CAS 番号/物質群 ID 注 3	物質/物質群	管理区分	含有判定基準 注 1		閾値(報告閾値/報告レベル 注 2)	参照法規制など
				ID	用途(報告用途)		
1	SG004	臭素系難燃剤(PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く)	C	00008	積層プリント配線基板	基板中の臭素の含有合計で 0.09 重量%(900ppm)［報告レベル:材料］	(Standard) IEC 61249-2-21; (Standard) IPC-4101
			C	00009	積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の臭素として 0.1 重量%(1000ppm)［報告レベル:材料］	(Standard) JEDEC JS709
2	SG036	塩素系難燃剤(CFR)	C	00062	積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の塩素の 0.1 重量%(1000ppm)［報告レベル:材料］	(Standard) JEDEC JS709
			C	00063	積層プリント配線基板	基板中塩素の含有合計で 0.09 重量%(900ppm)［報告レベル:材料］	(Standard) IEC 61249-2-21; (Standard) IPC-4101
3	1304-56-9	酸化ベリリウム	C	00005	全製品	0.1 重量%(1000ppm)［報告レベル:製品］	(Guidance) EICTA, CECED and EERA Joint Position : Guidance on implementing article 11 of Directive 2002/96(EC) concerning information for treatment facilities

別紙２．適用除外用途リスト

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG006	カドミウム/カドミウム化合物	00010	電池を除く全製品	A	RoHS	8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物 運用方法:8(b)-Ⅰに該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	-
				B	RoHS	8(b)-I	以下電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカ ・温度制御センサー ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・交流 250V 以上で定格電流 6A 以上、または交流 125V 以上で定格電流 12A 以上の交流スイッチ ・定格電力が直流 18V 以上で定格電流 20A 以上の直流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ	-
				A	RoHS	13(b)	フィルタガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛 運用方法:13(b)Ⅱ,Ⅲに該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	-
				B	RoHS	13(b)-(II)	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム。ただし、本附属書の表示記号 39 に該当する用途は除く。	-
				B	RoHS	13(b)-(III)	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	-
				A	RoHS	21	ホウケイ酸ガラスやソーダライムガラス等へのエナメル用途のための印刷用インクに含まれる鉛およびカドミウム 運用方法:21(a/b)に該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	-

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG006	カドミウム/カドミウム化合物	00010	電池を除く全製品	A1	RoHS	21(a)	ディスプレイおよび EEE のコントロールパネル中に設置される照明用途のコンポーネントとして使用される、フィルタ機能を提供する色プリントガラスに使用される際のカドミウム	2021-01-21
				A1	RoHS	21(b)	ホウケイ酸ガラスおよびソーダライムガラスのようなガラス上へのエナメル用途のための印刷用インクに含まれるカドミウム	2021-01-21
				A	RoHS	30	音圧レベル 100dB(A)以上の高耐入力スピーカの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電気的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金	-
				A	RoHS	38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム	-
				A	RoHS	39(a)	ディスプレイ照明用途について、ダウンシフトカドミウムベース半導体ナノクリスタル量子ドット中のセレン化カドミウム（ディスプレイスクリーン 1mm2 当たり 0.2μg 未満のカドミウム）	-
SG008	六価クロム化合物	00012	全製品	A	RoHS	9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる 0.75wt%以下の六価クロム	-
SG010	ジオクチルスズ化合物（DOT）	00015	(a)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品 (b)育児製品 (c)2 液性室温硬化モールディングキット（RTV-2 シーラントモールディングキット）	B	REACH Annex XVII	DOT-1	肌との接触が意図される織物成形品、手袋、・肌との 接触が意図される履物または履物の一部、壁および床の被覆材、育児用品、女性 衛生用品、おむつ、2 液室温硬化型型押しキット（RTV-2 型押しキット）以外の用途	-
SG014	鉛/鉛化合物	00021	以下を除く全製品。1.電池、2.熱硬化性または熱可塑性のプラスチックで被覆されているケーブル／コードの表面被覆材、3.おもちゃやその他の子供向け製品の塗装または同類の表面被覆	A	RoHS	5(a)	CRT(ブラウン管，冷極線管)のガラスに含まれる鉛	-

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG014	鉛/鉛化合物	00021	以下を除く全製品。1.電池、2.熱硬化性または熱可塑性のプラスチックで被覆されているケーブル／コードの表面被覆材、3.おもちゃやその他の子供向け製品の塗装または同類の表面被覆	B	RoHS	5(b)	ガラス蛍光管であって鉛含有量が 0.2wt%を超えないもの	－
				A	RoHS	6(a)	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる 0.35 wt%までの鉛 運用方法：6(a)－Ⅰに該当するか確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、6(a)－Ⅰを選択する。	－
				B	RoHS	6(a)-I	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比 0.2%まで含まれる鉛	－
				A	RoHS	6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 wt%までの鉛 運用方法：6(b)－Ⅰ,Ⅱに該当するか確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	－
				B	RoHS	6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛	－
				B	RoHS	6(b)-II	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛	－
				B	RoHS	6(c)	鉛含有量が 4wt%以下の銅合金	－
				B	RoHS	7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金）	－
				A	RoHS	7(b)	サーバ，記憶装置，記憶アレイシステム，信号切り替え・送受信・伝送及び電気通信ネットワーク管理用のネットワーク基盤設備向けのはんだに含まれる鉛	

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG014	鉛/鉛化合物	00021	以下を除く全製品。1.電池、2.熱硬化性または熱可塑性のプラスチックで被覆されているケーブル／コードの表面被覆材、3.おもちゃやその他の子供向け製品の塗装または同類の表面被覆	B	RoHS	7(c)-I	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例　圧電素子），もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	-
				B	RoHS	7(c)-II	定格電圧がAC125VまたはDC250Vまたはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	-
				A1	RoHS	7(c)-IV	集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛（PZT）をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	2021-01-21
				A	RoHS	9(b)	暖房加熱，換気，空調及び冷凍冷却（HVACR）用途の冷媒含有コンプレッサーに用いるベアリングシェル及びブッシュ中の鉛	
				B	RoHS	13(a)	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	-
				A	RoHS	13(b)	フィルタガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛 運用方法：13(b) -I,Ⅲに該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	-
				B	RoHS	13(b)-(I)	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛。	-
				B	RoHS	13(b)-(III)	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	-
				A	RoHS	15	集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 運用方法：15(a)に該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	-

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG014	鉛/鉛化合物	00021	以下を除く全製品。1.電池、2.熱硬化性または熱可塑性のプラスチックで被覆されているケーブル／コードの表面被覆材、3.おもちゃやその他の子供向け製品の塗装または同類の表面被覆	B	RoHS	15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm2 以上 ・300mm2 以上のダイ、または 300mm2 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	－
				A	RoHS	17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電（HID）ランプ中の、放射媒体としてのハロゲン化鉛	－
				B	RoHS	18(b)	BSP (BaSi2O5:Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	－
				A	RoHS	18(b)-I	カテゴリー5、8 の医療用光療法機器に使用される場合の BSP（BaSi2O5:Pb）等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛（重量比 1%以下）	－
				A	RoHS	21	ホウケイ酸ガラスやソーダライムガラス等へのエナメル用途のための印刷用インクに含まれる鉛およびカドミウム 運用方法：21(c)に該当するかを確認すること 該当する場合は、本用途ではなく、該当する適用除外用途を選択する。	－
				A1	RoHS	21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のエナメル用途のための印刷用インク中の鉛	2021-01-21
				A1	RoHS	24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	2021-01-21

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG014	鉛/鉛化合物	00021	以下を除く全製品。1.電池、2.熱硬化性または熱可塑性のプラスチックで被覆されているケーブル／コードの表面被覆材、3.おもちゃやその他の子供向け製品の塗装または同類の表面被覆	A	RoHS	25	構造要素に用いられる表面伝導電子エミッタ表示盤(SED)に含まれる酸化鉛。特に，シールフリット、フリットリングに含まれる酸化鉛	−
				B	RoHS	29	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3 および 4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	−
				A	RoHS	31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイや、デザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材の中の鉛	−
				B	RoHS	32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	−
				A	RoHS	33	電力変圧器用の直径 100ミクロン以下の細径銅線のはんだ付け用のはんだ中の鉛	−
				B	RoHS	34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	−
				A1	RoHS	37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	2021-01-21
				A1	RoHS	41	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中にあって、技術的理由から携帯式の燃焼機関 (欧州議会および理事会指令 97/68/EC のクラス SH:1, SH:2, SH:3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	2024-01-21

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG014	鉛/鉛化合物	00021	以下を除く全製品。1.電池、2.熱硬化性または熱可塑性のプラスチックで被覆されているケーブル／コードの表面被覆材、3.おもちゃやその他の子供向け製品の塗装または同類の表面被覆	A	RoHS	42	カテゴリー11 の公道向けプロフェッショナル用機器に適用される、ディーゼルまたは気体燃料駆動内燃エンジンのベアリングおよびブッシュ（内筒）中の鉛- エンジン総排気量が 15 リッター以上のもの；または- エンジン総排気量が 15 リッター未満であって、かつそのエンジンが、スタート信号が出てから全負荷状態まで 10 秒未満であることが要求される用途に合わせて設計されている；または、定期メンテナンスが、典型的には、例えば鉱山、建設現場及び農業用途のような、過酷で汚い野外環境下で行われるもの。本付属書 III 除外 6(c)にカバーされる用途を除き、カテゴリ 11 に対して 2024/7/21 まで（5 年間）	-
SG019	水銀/水銀化合物	00029	電池を除く全製品	B	RoHS	1(a)	一般照明用途 30W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が 1 バーナー当たり 2.5mg を超えない	-
				B	RoHS	1(b)	一般照明用途 30W 以上 50W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が 1 バーナー当たり 3.5mg を超えない	-
				B	RoHS	1(c)	一般照明用途 50W 以上 150W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が 1 バーナー当たり 5mg を超えない	-
				B	RoHS	1(d)	一般照明用途 150W 以上/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が 1 バーナー当たり 15mg を超えない	-
				B	RoHS	1(e)	一般照明用途で環形または角型かつチューブの直径 17mm 以下/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が 1 バーナー当たり 7mg を超えない	-
				B	RoHS	1(f)	特殊用途用/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が 1 バーナー当たり 5mg を超えない	-

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG019	水銀/水銀化合物	00029	電池を除く全製品	B	RoHS	1(g)	20000 時間以上の寿命を有する一般照明用途 30W 未満/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が 1 バーナー当たり 3.5mg を超えない	−
				B	RoHS	2(a)(1)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 9mm 未満(例 T2)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 4mg を超えない	−
				B	RoHS	2(a)(2)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 9mm 以上 17mm 以下（例 T5)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 3mg を超えない	−
				B	RoHS	2(a)(3)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径 17mm 超 28mm 以下（例 T8)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 3.5mg を超えない	−
				B	RoHS	2(a)(4)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径 28mm 超（例 T12)/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 3.5mg を超えない	−
				B	RoHS	2(a)(5)	3 波長形蛍光体を使用した長寿命(25000 時間以上)のランプ/一般照明用途の直管蛍光ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 5mg を超えない	−
				B	RoHS	2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプ径 17mm 超（例 T9)/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	−
				A1	RoHS	2(b)(4)	その他の一般照明用途及び特殊用途（例 電磁誘導灯）/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	2021-01-21
				A1	RoHS	3(a)	短尺ランプ（500mm 以下）/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL 及び EEFL)の水銀	2021-01-21

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG019	水銀/水銀化合物	00029	電池を除く全製品	A1	RoHS	3(b)	中尺ランプ（500mm 超 1500mm 以下）/特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL 及び EEFL)の水銀	2021-01-21
				A1	RoHS	3(c)	長尺ランプ(1500mm 超) /特殊用途の冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプ(CCFL 及び EEFL)の水銀	2021-01-21
				B	RoHS	4(a)	その他の低圧放電管ランプの水銀	-
				B	RoHS	4(b)-I	P（ランプ電力） ≦155W/平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	-
				B	RoHS	4(b)-II	155W ＜ P（ランプ電力）≦ 405W/平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	-
				B	RoHS	4(b)-III	405W ＜ P（ランプ電力）/平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	-
				B	RoHS	4(c)-I	P（ランプ電力） ≦155W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	-
				B	RoHS	4(c)-II	155W ＜P（ランプ電力）≦ 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	-
				B	RoHS	4(c)-III	P（ランプ電力） ＞ 405W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀	-
				A1	RoHS	4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	2021-01-21
				B	RoHS	4(f)	本付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	-
SG023	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	00124	織物またはその他のコートされた材料	B	POPs	PFOS-1	フォトリソグラフィー工程のためのフォトレジストまたは反射防止膜	-
				B	POPs	PFOS-2	フィルム、紙、プリント版に塗布される写真コーティング	-
				B	POPs	PFOS-3	非装飾的硬質クロム（VI)用ミスト防止剤	-
				B	POPs	PFOS-4	制御された電子メッキシステムで使用される湿潤剤	-
				B	POPs	PFOS-5	航空用油圧油	-

CAS 番号/物質群 ID	物質/物質群	含有判定基準		管理区分	用途コード		適用除外用途の説明	含有禁止日
		ID	用途(報告用途)		法規制	表示記号		
SG023	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	00124	織物またはその他のコートされた材料	B	POPs	PFOS-98	10mg/kg （0.001 重量%）未満で含有する調剤、または PFOS 濃度が 0.1 重 量%未満である半加工品や成形品、または被覆物中に 1μg/m2 未満含有する繊維製品やその他の被覆物	-
		00125	織物とその他のコートされた材料を除く全製品	B	POPs	PFOS-1	フォトリソグラフィー工程のためのフォトレジストまたは反射防止膜	-
				B	POPs	PFOS-2	フィルム、紙、プリント版に塗布される写真コーティング	-
				B	POPs	PFOS-3	非装飾的硬質クロム（VI)用ミスト防止剤	-
				B	POPs	PFOS-4	制御された電子メッキシステムで使用される湿潤剤	-
				B	POPs	PFOS-5	航空用油圧油	-
				B	POPs	PFOS-98	10mg/kg （0.001 重量%）未満で含有する調剤、または PFOS 濃度が 0.1 重 量%未満である半加工品や成形品、または被覆物中に 1μg/m2 未満含有する繊維製品やその他の被覆物	-

別紙３．例示物質リスト

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG001	アスベスト類	1332-21-4	アスベスト	－	R00001
		77536-66-4	アクチノライト	－	R00002
		12172-73-5	アモサイト	－	R00003
		77536-67-5	アンソフィライト	－	R00004
		12001-29-5	クリソタイル	－	R00005
		12001-28-4	クロシドライト	－	R00006
		77536-68-6	トレモライト	－	R00007
		－	その他	－	－
SG002	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	92-67-1	ビフェニル-4-イルアミン	－	R00008
		92-87-5	ベンジジン	－	R00009
		95-69-2	4-クロロ-2-メチルアニリン	－	R00010
		91-59-8	2-ナフチルアミン	－	R00011
		97-56-3	2-メチル-4-(2-トリルジアゼニル)アニリン	－	R00012
		99-55-8	2-メチル-5-ニトロアニリン	－	R00013
		106-47-8	4-クロロアニリン	－	R00014
		615-05-4	4-メトキシ-1,3-フェニレンジアミン	－	R00015
		101-77-9	4,4’-メチレンジアニリン	－	R00016
		91-94-1	3,3'-ジクロロビフェニル-4,4'-ジイルジアミン	－	R00017
		119-90-4	3,3’-ジメトキシベンジジン	－	R00018
		119-93-7	3,3’-ジメチルベンジジン	－	R00019
		838-88-0	2,2'-ジメチル-4,4'-メチレンジアニリン	－	R00020
		120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン	－	R00021
		101-14-4	2,2’-ジクロロ-4,4’-メチレンジアニリン	－	R00022
		101-80-4	4,4’-オキシジアニリン	－	R00023
		139-65-1	4,4’-スルファンジイルジアニリン	－	R00024
		95-53-4	o-トルイジン	－	R00025
		95-80-7	4-メチル-1,3-フェニレンジアミン	－	R00026
		137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン	－	R00027
		90-04-0	2-メトキシアニリン	－	R00028

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG002	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	60-09- 3	4-amino azobenzene	-	R00029
		-	その他	-	-
SG003	ホウ酸	10043-35-3; 11113-50-1	Boric acid	-	-
SG004	臭素系難燃剤（PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く）	-	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(14) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds]	-	R00032
		-	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(15) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds in combination with antimony compounds]	-	R00033
		-	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(16) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls)]	-	R00034
		-	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(17) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls) in combination with antimony compounds]	-	R00035
		-	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(22) [Aliphatic/alicyclic chlorinated and brominated compounds]	-	R00036
		-	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO 1043-4 code number FR(42) [Brominated organic phosphorus compounds]	-	R00037
		69882-11-7	ポリ(酸化 2,6-ジブロモ-フェニレン)	0.63	R00038
		58965-66-5	1,2,4,5-テトラブロモ-3,6-ビス(ペンタブロモフェノキシ)ベンゼン	0.82	R00039
		37853-59-1	1,1'-(1,2-エタンジイルビスオキシ)ビス(2,4,6-トリブロモベンゼン)	0.70	R00040
		79-94-7	2,2'-ビス(4'-ヒドロキシ-3',5'-ジブロモフェニル)プロパン	0.59	R00041
		30496-13-0	テトラブロモビスフェノール A (unspecified)	0.59	R00042
		40039-93-8	TBBA-エピクロルヒドリン オリゴマー	0.50	R00043
		70682-74-5	TBBA-TBBA-ジグリシジル-エーテル オリゴマー	0.53	R00044
		28906-13-0	ホスゲン・2,2',6,6'-テトラブロモ-4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール重合物	0.50	R00045
		94334-64-2	フェノール・ホスゲン・2,2',6,6'-テトラブロモ-4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール重合物	0.43	R00046
		71342-77-3	TBBA カルボナート オリゴマー, 2,4,6-トリブロモ-フェノール 終端	1.00	R00047
SG004	臭素系難燃剤（PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く）	32844-27-2	ホスゲン・4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール・2,2',6,6'-テトラブロモ-4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール重合物	0.37	R00048

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG004	臭素系難燃剤（PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く）	139638-58-7	臭素化エポキシレジン，トリブロモフェノールエンドキャップト	1.00	R00049
		135229-48-0	臭素化エポキシレジン，トリブロモフェノールエンドキャップト	1.00	R00050
		21850-44-2	2,2-ビス[3,5-ジブロモ-4-(2,3-ジブロモプロポキシ)フェニル]プロパン	0.68	R00051
		4162-45-2	2,2'-{イソプロピリデンビス[(2,6-ジブロモ-4,1-フェニレン)オキシ]}ジエタノール	0.51	R00052
		25327-89-3	2,2-ビス(4-アリルオキシ-3,5-ジブロモフェニル)プロパン	0.51	R00053
		37853-61-5	1,1'-(プロパン-2,2-ジイル)ビス(3,5-ジブロモ-4-メトキシベンゼン)	0.56	R00054
		39635-79-5	ビス(4-ヒドロキシ-3,5-ジブロモフェニル)スルホン	0.56	R00055
		42757-55-1	ビス(3,5-ジブロモ-4-ジブロモプロピルオキシフェニル)スルホン	0.66	R00056
		615-58-7	2,4-ジブロモフェノール	0.63	R00057
		118-79-6	2,4,6-トリブロモフェノール	0.72	R00058
		608-71-9	ペンタブロモフェノール	0.82	R00059
		3278-89-5	2,4,6-トリブロモフェニルアリルエーテル	0.65	R00060
		26762-91-4	トリブロモフェニルアリルエーテル（unspecified）	0.65	R00061
		55481-60-2	ビス(メチル)テトラブロモ-フタル酸	0.63	R00062
		26040-51-7	ビス(2-エチルヘキシル)=テトラブロモフタラート	0.45	R00063
		20566-35-2	3,4,5,6-テトラブロモフタル酸 1-[2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル]2-(2-ヒドロキシプロピル)	0.51	R00064
		75790-69-1	TBPA と酸化グリコール及び酸化プロピレンとのエステル	0.48	R00065
		32588-76-4	3,3',4,4',5,5',6,6'-オクタブロモ[N,N'-エチレンジフタルイミド]	0.67	R00066
		52907-07-0	2,2'-エチレンビス(4,7-メタノ-5,6-ジブロモヘキサヒドロイソインドリン-1,3-ジオン)	0.48	R00067
		3234-02-4	2,3-ジブロモ-2-ブテン-1,4-ジオール	0.65	R00068
		3296-90-0	ジブロモネオペンチルグリコール	0.61	R00069
		96-13-9	2,3-ジブロモプロパン-1-オール	0.73	R00070
		36483-57-5	3-ブロモ-2,2-ビス(ブロモメチル)プロパン-1-オール	0.74	R00071
		57137-10-7	トリブロモ(ビニル)ベンゼン重合物	0.70	R00072
		61368-34-1	トリブロモ(ビニル)ベンゼン	0.70	R00073
		171091-06-8	ジブロモスチレン PP グラフティド	1.00	R00074
		31780-26-4	ar,ar-ジブロモスチレン	0.61	R00075
		68955-41-9	ブロモ-/クロロ-パラフィン	1.00	R00076
		82600-56-4	ブロモ-/クロロ-α-オレフィン	1.00	R00077

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG004	臭素系難燃剤（PBB 類、PBDE 類および HBCDD を除く）	593-60-2	臭化ビニル	0.75	R00078
		52434-90-9	トリス(2,3-ジブロモプロピル)イソシアヌル酸	0.66	R00079
		49690-63-3	リン酸トリス(2,4-ジブロモ-フェニル)	0.60	R00080
		19186-97-1	トリス[3-ブロモ-2,2-ビス(ブロモメチル)プロパン-1-イル]=ホスファート	0.71	R00081
		125997-20-8	塩素化及び臭素化リン酸エステル	0.38	R00082
		87-83-2	ペンタブロモトルエン	0.82	R00083
		38521-51-6	1,2,3,4,5-ペンタブロモ-6-ブロモメチルベンゼン	0.85	R00084
		68441-46-3	ポリブタジエン ブロム化物	1.00	R00085
		59447-55-1	アクリル酸=2,3,4,5,6-ペンタブロモベンジル	0.72	R00086
		59447-57-3	ペンタブロモ-ベンジル-アクリル酸，ポリマー	0.72	R00087
		84852-53-9	1,1'-(1,2-エタンジイル)ビス[2,3,4,5,6-ペンタブロモベンゼン]	0.82	R00088
		59789-51-4	1-(2,4,6-トリブロモフェニル)-1H-ピロール-2,5-ジオン	0.58	R00089
		155613-93-7	オクタブロモ-1,1,3-トリメチル-1-フェニルインダン（FR-1808）	0.74	R00090
		-	Other Brominated Flame Retardants	-	R00091
		31454-48-5	テトラブロモシクロオクタン	0.75	R00092
		3322-93-8	1,2-ジブロモ-4-(1,2-ジブロモエチル)シクロヘキサン	0.75	R00093
		25357-79-3	テトラブロモフタル酸二ナトリウム	0.61	R00094
		632-79-1	テトラブロモフタル酸無水物	0.69	R00095
SG006	カドミウム/カドミウム化合物	7440-43-9	カドミウム	1.00	R00096
		1306-19-0	酸化カドミウム	0.88	R00097
		1306-23-6	硫化カドミウム	0.78	R00098
		-	その他	-	-
SG008	六価クロム化合物	10294-40-3	クロム酸バリウム	0.21	R00101
		13765-19-0	クロム酸カルシウム	0.33	R00102
		7789-06-2	テトラオキシドクロム酸ストロンチウム	0.26	R00106
		13530-65-9	クロム酸亜鉛(II)	0.29	R00109
		-	その他	-	-
SG009	ジブチルスズ化合物（DBT）	818-08-6	ジブチルスズオキシド	0.48	R00110
		1067-33-0	ジブチルスズ二酢酸	0.34	R00111
		77-58-7	ジブチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ	0.19	R00112

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG009	ジブチルスズ化合物（DBT）	78-04-6	2,2-ジブチル-1,3,2-ジオキサスタネピン-4,7-ジオン	0.34	R00113
		-	Other dibutyltin compounds	-	R00114
SG010	ジオクチルスズ化合物（DOT）	870-08-6	ジオクチル(オキソ)スタンナン	0.33	R00115
		3648-18-8	ジオクチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ	0.16	R00116
		-	Other Dioctyltin compounds	-	R00117
SG011	四ホウ酸二ナトリウム無水物	1330-43-4	七酸化二ナトリウム四ホウ素	-	R00118
		12179-04-3	七酸化二ナトリウム四ホウ素五水和物	-	R00119
		1303-96-4	ホウ砂	-	R00120
		-	その他	-	-
SG012	フッ素系温室効果ガス（PFC, SF6, HFC）	75-73-0	テトラフルオロメタン	-	R00122
		76-16-4	ヘキサフルオロエタン	-	R00123
		76-19-7	オクタフルオロプロパン	-	R00124
		355-25-9	デカフルオロブタン	-	R00125
		678-26-2	ドデカフルオロペンタン	-	R00126
		355-42-0	テトラデカフルオロヘキサン	-	R00127
		115-25-3	オクタフルオロシクロブタン	-	R00128
		2551-62-4	六フッ化硫黄	-	R00129
		75-46-7	トリフルオロメタン	-	R00130
		75-10-5	ジフルオロメタン	-	R00131
		593-53-3	フルオロメタン	-	R00132
		138495-42-8	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン	-	R00133
		354-33-6	1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン	-	R00134
		359-35-3	1,1,2,2-テトラフルオロエタン	-	R00135
		811-97-2	1,1,1,2-テトラフルオロエタン	-	R00136
		75-37-6	1,1-ジフルオロエタン	-	R00137
		430-66-0	1,1,2-トリフルオロエタン	-	R00138
		420-46-2	1,1,1-トリフルオロエタン	-	R00139
		431-89-0	1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン	-	R00140
		677-56-5	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン	-	R00141
		431-63-0	1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	-	R00142

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG012	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	690-39-1	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	-	R00143
		679-86-7	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	-	R00144
		460-73-1	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン	-	R00145
		406-58-6	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン	-	R00146
		-	その他	-	-
SG013	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	25637-99-4	ヘキサブロモシクロドデカン	-	R00147
		134237-50-6	rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン; α-HBCD	-	R00148
		134237-51-7	rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン; β-HBCD	-	R00149
		134237-52-8	rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン; γ-HBCD	-	R00150
		3194-55-6	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	-	R00492
		-	その他	-	-
SG014	鉛/鉛化合物	7439-92-1	鉛	1.00	R00151
		7446-14-2	硫酸鉛(II)	0.68	R00152
		598-63-0	炭酸鉛(II)	0.78	R00153
		1319-46-6	ジカルボナト(ジヒドロキシ)三鉛	0.80	R00154
		6080-56-4	二酢酸鉛(II)・3 水和物	0.55	R00156
		12069-00-0	鉛(II)セレニド	0.72	R00158
		1309-60-0	酸化鉛(IV)	0.87	R00159
		1314-41-6	四酸化三鉛	0.91	R00160
		1314-87-0	硫化鉛(II)	0.87	R00161
		7446-27-7	リン酸鉛(II)	0.77	R00165
		12060-00-3	三酸化チタン鉛	0.68	R00166
		15739-80-7	硫酸鉛(1:?)	1.00	R00167
		12202-17-4	三酸化硫酸四鉛	0.85	R00168
		1072-35-1	鉛(II)=ジステアラート	0.27	R00169
		7758-97-6	テトラオキシドクロム酸鉛(II)	0.64	R00170
		12656-85-8	C.I.ピグメントレッド 104	1.00	R00171
		1344-37-2	C.I.ピグメントイエロー34	1.00	R00172
		-	その他	-	-
SG019	水銀/水銀化合物	7439-97-6	水銀	1.00	R00173

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG019	水銀/水銀化合物	33631-63-9	クロロ(シクロヘキシルメチル)水銀	0.60	R00174
		7487-94-7	塩化水銀(II)	0.74	R00175
		7783-35-9	硫酸水銀(II)	0.68	R00176
		10045-94-0	二硝酸水銀(II)	0.62	R00177
		21908-53-2	酸化水銀(II)	0.93	R00178
		1344-48-5	硫化水銀(II)	0.86	R00179
		-	その他	-	-
SG021	オゾン層破壊物質 （CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	75-69-4	トリクロロ(フルオロ)メタン	-	R00180
		75-71-8	ジクロロ(ジフルオロ)メタン	-	R00181
		75-72-9	クロロ(トリフルオロ)メタン	-	R00182
		354-56-3	1-フルオロペンタクロロエタン	-	R00183
		76-12-0 76-12-0 76-11-9	Tetrachlorodifluoroethane 1,1,2,2-Tetrachloro-1,2-difluoroethane 1,1,1,2-Tetrachloro-2,2-difluoroethane	-	R00184
		76-13-1 76-13-1 354-58-5	Trichlorotrifluoroethane 1,1,2-Trichloro-1,2,2 trifluoroethane 1,1,1-Trichloro-2,2,2 trifluoroethane	-	R00185
		76-14-2	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン	-	R00186
		76-15-3	1-クロロ-1,1,2,2,2-ペンタフルオロエタン	-	R00187
		422-78-6 135401-87-5 422-78-6 422-81-1	Heptachlorofluoropropane 1,1,1,2,2,3,3-Heptachloro-3-fluoropropane 1,1,1,2,3,3,3-Heptachloro-2-fluoropropane	-	R00188
		3182-26-1	1,1,1,3,3,3-ヘキサクロロ-2,2-ジフルオロプロパン	-	R00189
		2354-06-5 134237-31-3	Pentachlorotrifluoropropane	-	R00190
		29255-31-0 2268-46-4 -	Tetrachlorotetrafluoropropane 1,2,2,3-Tetrachloro-1,1,3,3-tetrafluoropropane 1,1,1,3-Tetrachloro-2,2,3,3-tetrafluoropropane	-	R00191

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG021	オゾン層破壊物質（CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	1599-41-3	Trichloropentafluoropropane	-	R00192
		1599-41-3	1,2,2-Trichloropentafluoropropane		
		76-17-5	1,2,3-Trichloropentafluoropropane		
		-	1,1,2-Trichloropentafluoropropane		
		-	1,1,3-Trichloropentafluoropropane		
		4259-43-2	1,1,1-Trichloropentafluoropropane		
		661-97-2	1,2-ジクロロ-1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	-	R00193
		422-86-6	ヘプタフルオロプロピルクロリド	-	R00194
		74-97-5	ブロモ(クロロ)メタン	-	R00195
		75-61-6	ジブロモジフルオロメタン	-	R00196
		353-59-3	ブロモ(クロロ)(ジフルオロ)メタン	-	R00197
		75-63-8	ブロモ(トリフルオロ)メタン	-	R00198
		124-73-2	1,2-ジブロモ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン	-	R00199
		56-23-5	テトラクロロメタン	-	R00200
		71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	-	R00201
		74-83-9	ブロモメタン	-	R00202
		74-96-4	臭化エチル	-	R00203
		2314-97-8	ヨードトリフルオロメタン	-	R00205
		74-87-3	クロロメタン	-	R00206
		1868-53-7	ジブロモフルオロメタン	-	R00207
		1511-62-2	ブロモ(ジフルオロ)メタン	-	R00208
		373-52-4	ブロモフルオロメタン	-	R00209
		306-80-9	1,1,2,2-テトラブロモ-1-フルオロ-エタン	-	R00210
		-	Tribromodifluoroethane	-	R00211
		354-04-1	1,2-ジブロモ-1,1,2-トリフルオロエタン	-	R00212
		124-72-1	2-ブロモ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	-	R00213
		-	Tribromofluoroethane	-	R00214
		75-82-1	1,1-ジフルオロ-1,2-ジブロモエタン	-	R00215
		421-06-7	1,1,1-トリフルオロ-2-ブロモエタン	-	R00216
		358-97-4	1,2-ジブロモ-1-フルオロエタン	-	R00217
		420-47-3	1-ブロモ-1,1-ジフルオロエタン	-	R00218

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG021	オゾン層破壊物質（CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	762-49-2	2-フルオロエチルブロミド	-	R00219
		-	Hexabromofluoropropane	-	R00220
		-	Pentabromodifluoropropane	-	R00221
		-	Tetrabromotrifluoropropane	-	R00222
		-	Tribromotetrafluoropropane	-	R00223
		431-78-7	1,2-ジブロモ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン	-	R00224
		2252-78-0	1-ブロモ-1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	-	R00225
		-	Pentabromofluoropropane	-	R00226
		-	Tetrabromodifluoropropane	-	R00227
		-	Tribromotrifluoropropane	-	R00228
		-	Dibromotetrafluoropropane	-	R00229
		460-88-8	1-ブロモ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロ-プロパン	-	R00230
		-	Tetrabromofluoropropane	-	R00231
		70192-80-2	1,1,1-トリブロモ-2,2-ジフルオロプロパン	-	R00232
		431-21-0	2,3-ジブロモ-1,1,1-トリフルオロプロパン	-	R00233
		679-84-5	3-ブロモ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン	-	R00234
		75372-14-4	C3H4FBr3	-	R00235
		460-25-3	1,3-ジブロモ-1,1-ジフルオロプロパン	-	R00236
		421-46-5	ブロモトリフルオロプロパン	-	R00237
		51584-26-0	1,3-ジブロモ-1-フルオロプロパン	-	R00238
		-	Bromodifluoropropane	-	R00239
		1871-72-3	プロパン, 1-ブロモ-2-フルオロ-	-	R00240
		75-43-4	ジクロロ(フルオロ)メタン	-	R00241
		75-45-6	クロロ(ジフルオロ)メタン	-	R00242
		593-70-4	クロロ(フルオロ)メタン	-	R00243
		134237-32-4 354-14-3 354-11-0	Tetrachlorofluoroethane 1,1,2,2-Tetrachloro-1-fluoroethane 1,1,1,2-Tetrachloro-2-fluoroethane	-	R00244

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG021	オゾン層破壊物質（CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	41834-16-6 354-21-2 354-15-4 354-12-1	Trichlorodifluoroethane 1,2,2-Trichloro-1,1-difluoroethane 1,1,2-Trichloro-1,2-difluoroethane 1,1,1-Trichloro-2,2-difluoroethane	-	R00245
		34077-87-7 306-83-2 354-23-4 90454-18-5 812-04-4	Dichlorotrifluoroethane 1,1-Dichloro-2,2,2-trifluoroethane 1,2-Dichloro-1,1,2-trifluoroethane 1,1-Dichloro-1,2,2-trifluoroethane	-	R00246
		63938-10-3 2837-89-0 354-25-6	Chlorotetrafluoroethane 2-chloro-1,1,1,2-tetrafluoroethane 1-chloro-1,1,2,2-tetrafluoroethane	-	R00247
		27154-33-2; (134237-34-6) 359-28-4 811-95-0 2366-36-1	Trichlorofluoroethane 1,1,2-Trichloro-2-fluoroethane 1,1,2-Trichloro-1-fluoroethane 1,1,1-Trichloro-2-fluoroethane	-	R00248
		25915-78-0 431-06-1 471-43-2 1649-08-7 1842-05-3	Dichlorodifluoroethane 1,2-Dichloro-1,2-difluoroethane 1,1-Dichloro-2,2-difluoroethane 1,2-Dichloro-1,1-difluoroethane 1,1-Dichloro-1,2-difluoroethane	-	R00249
		1330-45-6 431-07-2 1330-45-6 75-88-7 421-04-5	Chlorotrifluoroethane 1-Chloro-1,2,2-trifluoroethane 2-Chloro-1,1,1-trifluoroethane 1-Chloro-1,1,2-trifluoroethane	-	R00250
		1717-00-6; (25167-88-8) 430-57-9 430-53-5 1717-00-6	Dichlorofluoroethane 1,2-Dichloro-1-fluoroethane 1,1-Dichloro-2-fluoroethane 1,1-Dichloro-1-fluoroethane	-	R00251

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG021	オゾン層破壊物質（CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	25497-29-4 338-65-8 75-68-3 338-64-7	Chlorodifluoroethane 2-Chloro-1,1-Difluoroethane 1-Chloro-1,1-difluoroethane 1-Chloro-1,2-difluoroethane	-	R00252
		110587-14-9 762-50-5 1615-75-4	Chlorofluoroethane 1-Chloro-2-fluoroethane 1-Chloro-1-fluoroethane	-	R00253
		134237-35-7 29470-94-8 422-26-4	Hexachlorofluoropropane 1,1,1,2,2,3-Hexachloro-3-fluoropropane	-	R00254
		134237-36-8 422-49-1 422-30-0	Pentachlorodifluoropropane 1,1,1,3,3-pentachloro-2,2-difluoropropane 1,2,2,3,3-pentachloro-1,1-difluoropropane	-	R00255
		134237-37-9 422-52-6 422-50-4	Tetrachlorotrifluoropropane 1,1,3,3-Tetrachloro-1,2,2-trifluoropropane 1,1,1,3-Tetrachloro-2,2,3-trifluoropropane	-	R00256
		134237-38-0 422-54-8 422-53-7 422-51-5	Trichlorotetrafluoropropane 1,3,3-Trichloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane 1,1,3-Trichloro-1,2,2,3-tetrafluoropropane 1,1,1-Trichloro-2,2,3,3-tetrafluoropropane	-	R00257
		127564-92-5 128903-21-9 422-48-0 422-44-6 422-56-0 507-55-1 13474-88-9 431-86-7 136013-79-1 111512-56-2	Dichloropentafluoropropane 2,2-Dichloro-1,1,1,3,3-pentafluoropropane 2,3-Dichloro-1,1,1,2,3-pentafluoropropane 1,2-Dichloro-1,1,2,3,3-pentafluoropropane 3,3-Dichloro-1,1,1,2,2-pentafluoropropane 1,3-Dichloro-1,1,2,2,3-pentafluoropropane 1,1-Dichloro-1,2,2,3,3-pentafluoropropane 1,2-Dichloro-1,1,3,3,3-pentafluoropropane 1,3-Dichloro-1,1,2,3,3-pentafluoropropane 1,1-Dichloro-1,2,3,3,3-pentafluoropropane	-	R00258
		134308-72-8 431-87-8	Chlorohexafluoropropane 2-Chloro-1,1,1,3,3,3-hexafluoro-propane	-	R00259
		134190-48-0 421-94-3	Pentachlorofluoropropane 1,1,1,2,3-pentachloro-2-fluoro-propane	-	R00260

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG021	オゾン層破壊物質（CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	134237-39-1 460-89-9	Tetrachlorodifluoropropane 1,1,1,3-Tetrachloro-3,3-difluoropropane	-	R00261
		134237-40-4 7125-83-9	Trichlorotrifluoropropane 1,1,1-Trichloro-3,3,3-trifluoropropane	-	R00262
		127564-83-4 425-94-5	Dichlorotetrafluoropropane 1,2-Dichloro-1,2,3,3-tetrafluoropropane	-	R00263
		134237-41-5 460-92-4	Chloropentafluoropropane 1-Chloro-1,1,3,3,3-pentafluoropropane	-	R00264
		134190-49-1 666-27-3	Tetrachlorofluoropropane 1,1,2,3-Tetrachloro-1-fluoropropane	-	R00265
		134237-42-6 460-63-9	Trichlorodifluoropropane 1,3,3,Trichloro-1,1-difluoropropane	-	R00266
		134237-43-7 7125-99-7 338-75-0 460-69-5	Dichlorotrifluoropropane 1,1-Dichloro-1,2,2-trifluoropropane 2,3-Dichloro-1,1,1-trifluoropropane 3,3-Dichloro-1,1,1-trifluoropropane	-	R00267
		134190-50-4 679-85-6 421-75-0	Chlorotetrafluoropropane 3-Chloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane 1-Chloro-1,1,2,2-tetrafluoropropane	-	R00268
		134190-51-5 818-99-5 421-41-0	Trichlorofluoropropane 1,1,3-Trichloro-1-fluoropropane 1,1,2-Trichloro-1-fluoropropane	-	R00269
		134190-52-6 819-00-1	Dichlorodifluoropropane 1,3-Dicloro-1,1-difluoropropane	-	R00270
		134237-44-8 460-35-5	Chlorotrifluoropropane 3-Chloro-1,1,1-trifluoropropane	-	R00271
		134237-45-9 7799-56-6 420-97-3	Dichlorofluoropropane 1,1-Dichloro-1-fluoropropane 1,2-Dichloro-2-fluoro-propane	-	R00272
		134190-53-7 420-99-5 102738-79-4 421-02-3	Chlorodifluoropropane 1-Chloro-2,2-difluoropropane 2-Chloro-1,3-difluoropropane 1-Chloro-1,1-difluoropropane	-	R00273

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG021	オゾン層破壊物質（CFC, Halon, HBFC, HCFC その他）	134190-54-8 420-44-0 430-55-7	Chlorofluoropropane 2-Chloro-2-fluoropropane 1-Chloro-1-fluoropropane	-	R00274
		-	その他	-	-
SG022	過塩素酸塩	7791-03-9	過塩素酸リチウム	-	R00275
		7790-98-9	過塩素酸アンモニウム	-	R00276
		13465-95-7	過塩素酸バリウム	-	R00277
		13637-76-8	ビス過塩素酸鉛(II)	-	R00278
		10034-81-8	過塩素酸マグネシウム	-	R00279
		13455-31-7	二過塩素酸コバルト(II)	-	R00280
		7616-83-3	二過塩素酸水銀(II)	-	R00281
		13520-61-1	ビス過塩素酸ニッケル(II)・6 水和物	-	R00282
		13637-71-3	過塩素酸ニッケル(II)	-	R00283
		7778-74-7	過塩素酸カリウム	-	R00284
		7601-89-0	過塩素酸ナトリウム	-	R00285
		15596-83-5	三過塩素酸タリウム(III)	-	R00286
		-	その他	-	-
SG023	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	306975-62-2	1,1-ジクロロエテン・ドデシル=メタクリラート・2-(N-メチルペルフルオロアルキル(C=4～8)スルホンアミド)エチル=アクリラート重合物	-	R00287
		2991-51-7	カリウム=(N-エチルペルフルオロオクタン-1-スルホンアミド)アセタート	-	R00288
		-	その他	-	-
SG024	フタル酸エステル類 グループ 1（BBP, DBP, DEHP, DIBP）	85-68-7	ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート	-	R00290
		84-74-2	ジブタン-1-イル=フタラート	-	R00291
		117-81-7	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=フタラート	-	R00292
		84-69-5	ジイソブチル=フタラート	-	R00513
SG025	フタル酸エステル類 グループ 2（DIDP, DINP, DNOP）	26761-40-0 68515-49-1	Diisodecycl phthalate (DIDP)	-	R00293
		28553-12-0 68515-48-0	Diisononyl phthalate (DINP)	-	R00294
		117-84-0	フタル酸ジ-n-オクチル	-	R00295

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG026	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	59536-65-1	ポリ臭化ビフェニル(PBB); FireMaster BP6	-	R00296
		92-86-4	4,4'-ジブロモビフェニル	-	R00297
		2052-07-5	2-ブロモビフェニル	-	R00298
		2113-57-7	3-ブロモビフェニル	-	R00299
		92-66-0	4-ブロモビフェニル	-	R00300
		59080-34-1	2,2',5-トリブロモビフェニル	-	R00301
		40088-45-7	テトラブロモビフェニル	-	R00302
		56307-79-0	ペンタブロモビフェニル	-	R00303
		59080-40-9	2,2',4,4',5,5'-ヘキサブロモビフェニル	-	R00304
		36355-01-8	ヘキサブロモビフェニル	-	R00305
		67774-32-7	ファイヤーマスター FF-1	-	R00306
		35194-78-6	ヘプタブロモビフェニル	-	R00307
		61288-13-9	ブロムカール 80	-	R00308
		27753-52-2	ノナブロモ-1,1'ビフェニル	-	R00309
		13654-09-6	デカブロモビフェニル	-	R00310
		-	その他	-	-
SG027	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	101-55-3	4-ブロモフェニルフェニルエーテル	-	R00311
		2050-47-7	1-ブロモ-4-(4-ブロモフェノキシ)ベンゼン	-	R00312
		49690-94-0	オキシジベンゼンのトリブロモ誘導体	-	R00313
		40088-47-9	テトラブロモ(フェノキシベンゼン)	-	R00314
		36483-60-0	ヘキサブロモ(フェノキシベンゼン)	-	R00315
		68928-80-3	ヘプタブロモ(フェノキシベンゼン)	-	R00316
		63936-56-1	1,2,3,4,5-ペンタブロモ-6-(テトラブロモフェノキシ)ベンゼン	-	R00317
		1163-19-5	デカブロモ-1,1'-オキシビス(ベンゼン)	-	R00318
		32534-81-9	ペンタブロモ(フェノキシベンゼン)	-	R00319
		32536-52-0	オクタブロモジフェニルエーテル	-	R00320
		-	その他	-	-
SG028	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）及び特定代替品	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	-	R00321
		76253-60-6	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン（Ugilec141）	-	R00322
		81161-70-8	モノメチルジクロロジフェニルメタン（Ugilec 121, Ugilec 21）	-	R00323

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG028	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）及び特定代替品	99688-47-8	モノメチル-ジブロモ-ジフェニル メタン ブロモベンジルブロモトルエン，異性体混合物 商品名: DBBT	-	R00324
		-	その他	-	-
SG029	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	61788-33-8	塩素化テルフェニル	-	R00325
		-	その他	-	-
SG030	ポリ塩化ナフタレン類(PCN 類)	70776-03-3	ナフタレンのクロロ誘導体	-	R00326
		90-13-1	1-クロロナフタレン	-	R00389
		91-58-7	2-クロロナフタレン	-	R00390
		1825-30-5	1,5-ジクロロナフタレン	-	R00391
		1825-31-6	1,4-ジクロロナフタレン	-	R00392
		2050-69-3	1,2-ジクロロナフタレン	-	R00393
		2050-72-8	1,6-ジクロロナフタレン	-	R00394
		2050-73-9	1,7-ジクロロナフタレン	-	R00395
		2050-74-0	1,8-ジクロロナフタレン	-	R00396
		2050-75-1	2,3-ジクロロナフタレン	-	R00397
		2065-70-5	2,6-ジクロロナフタレン	-	R00398
		2198-75-6	1,3-ジクロロナフタレン	-	R00399
		2198-77-8	2,7-ジクロロナフタレン	-	R00400
		25586-43-0	クロロナフタレン	-	R00401
		28699-88-9	ジクロロナフタレン	-	R00402
		1321-64-8	ペンタクロロナフタレン	-	R00403
		1321-65-9	トリクロロナフタレン	-	R00404
		1335-87-1	ヘキサクロロナフタレン	-	R00405
		1335-88-2	テトラクロロナフタレン	-	R00406
		2234-13-1	1,2,3,4,5,6,7,8-オクタクロロナフタレン	-	R00407
		2437-54-9	1,4,6-トリクロロナフタレン	-	R00408
		2437-55-0	1,4,5-トリクロロナフタレン	-	R00409
		3432-57-3	1,4,5,8-テトラクロロナフタレン	-	R00410
		6529-87-9	1,2,4,8-テトラクロロナフタレン	-	R00411
		6733-54-6	1,2,4,5-テトラクロロナフタレン	-	R00412
		17062-87-2	1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロナフタレン	-	R00413

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG030	ポリ塩化ナフタレン類(PCN 類)	20020-02-4	1,2,3,4-テトラクロロナフタレン	-	R00414
		31604-28-1	1,3,5,8-テトラクロロナフタレン	-	R00415
		32241-08-0	ヘプタクロロナフタレン	-	R00416
		34588-40-4	2,3,6,7-テトラクロロナフタレン	-	R00417
		50402-51-2	1,2,4-トリクロロナフタレン	-	R00418
		50402-52-3	1,2,3-トリクロロナフタレン	-	R00419
		51570-43-5	1,3,5-トリクロロナフタレン	-	R00420
		51570-44-6	1,2,6-トリクロロナフタレン	-	R00421
		51570-45-7	1,2,4,6-テトラクロロナフタレン	-	R00422
		53555-63-8	1,2,3,5-テトラクロロナフタレン	-	R00423
		53555-64-9	1,3,5,7-テトラクロロナフタレン	-	R00424
		53555-65-0	1,2,3,5,7-ペンタクロロナフタレン	-	R00425
		55720-33-7	1,2,5-トリクロロナフタレン	-	R00426
		55720-34-8	1,2,7-トリクロロナフタレン	-	R00427
		55720-35-9	1,2,8-トリクロロナフタレン	-	R00428
		55720-36-0	1,3,6-トリクロロナフタレン	-	R00429
		55720-37-1	1,3,7-トリクロロナフタレン	-	R00430
		55720-38-2	1,3,8-トリクロロナフタレン	-	R00431
		55720-39-3	1,6,7-トリクロロナフタレン	-	R00432
		55720-40-6	2,3,6-トリクロロナフタレン	-	R00433
		55720-41-7	1,2,3,7-テトラクロロナフタレン	-	R00434
		55720-42-8	1,3,6,7-テトラクロロナフタレン	-	R00435
		55720-43-9	1,4,6,7-テトラクロロナフタレン	-	R00436
		58863-14-2	1,2,3,4,5,6,7-ヘプタクロロナフタレン	-	R00437
		58863-15-3	1,2,3,4,5,6,8-ヘプタクロロナフタレン	-	R00438
		58877-88-6	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロナフタレン	-	R00439
		67922-21-8	1,2,4,7-テトラクロロナフタレン	-	R00440
		67922-22-9	1,2,5,6-テトラクロロナフタレン	-	R00441
		67922-23-0	1,2,5,7-テトラクロロナフタレン	-	R00442
		67922-24-1	1,2,6,8-テトラクロロナフタレン	-	R00443

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG030	ポリ塩化ナフタレン類(PCN 類)	67922-25-2	1,2,3,4,5-ペンタクロロナフタレン	-	R00444
		67922-26-3	1,2,3,4,6-ペンタクロロナフタレン	-	R00445
		67922-27-4	1,2,3,4,5,7-ヘキサクロロナフタレン	-	R00446
		90948-28-0	1,2,4,5,6,8-ヘキサクロロナフタレン	-	R00447
		103426-92-2	1,2,4,5,7,8-ヘキサクロロナフタレン	-	R00448
		103426-93-3	1,2,3,4,5,8-ヘキサクロロナフタレン	-	R00449
		103426-94-4	1,2,3,5,7,8-ヘキサクロロナフタレン	-	R00450
		103426-95-5	1,2,3,5,6,8-ヘキサクロロナフタレン	-	R00451
		103426-96-6	1,2,3,4,6,7-ヘキサクロロナフタレン	-	R00452
		103426-97-7	1,2,3,5,6,7-ヘキサクロロナフタレン	-	R00453
		149864-78-8	1,2,3,6-テトラクロロナフタレン	-	R00454
		149864-79-9	1,2,6,7-テトラクロロナフタレン	-	R00455
		149864-80-2	1,2,5,8-テトラクロロナフタレン	-	R00456
		149864-81-3	1,2,3,8-テトラクロロナフタレン	-	R00457
		149864-82-4	1,2,7,8-テトラクロロナフタレン	-	R00458
		150205-21-3	1,2,3,7,8-ペンタクロロナフタレン	-	R00459
		150224-15-0	1,3,6,8-テトラクロロナフタレン	-	R00460
		150224-16-1	1,2,3,6,7-ペンタクロロナフタレン	-	R00461
		150224-17-2	1,2,4,6,7-ペンタクロロナフタレン	-	R00462
		150224-18-3	1,2,3,5,6-ペンタクロロナフタレン	-	R00463
		150224-19-4	1,2,4,5,7-ペンタクロロナフタレン	-	R00464
		150224-20-7	1,2,4,5,6-ペンタクロロナフタレン	-	R00465
		150224-21-8	1,2,4,7,8-ペンタクロロナフタレン	-	R00466
		150224-22-9	1,2,4,6,8-ペンタクロロナフタレン	-	R00467
		150224-23-0	1,2,3,6,8-ペンタクロロナフタレン	-	R00468
		150224-24-1	1,2,3,5,8-ペンタクロロナフタレン	-	R00469
		150224-25-2	1,2,4,5,8-ペンタクロロナフタレン	-	R00470
		-	その他	-	-
SG031	放射性物質	7440-61-1	ウラン	-	R00328
		10043-92-2	ラドン	-	R00329

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG031	放射性物質	14596-10-2	アメリシウム-241	-	R00330
		7440-29-1	トリウム	-	R00331
		10045-97-3	セシウム 137	-	R00332
		10098-97-2	ストロンチウム-90	-	R00333
		-	Other radioactive substances	-	R00334
SG032	耐火セラミック繊維（RCF)、アルミノ珪酸塩	SN0007	アルミノシリケートの耐火セラミック繊維（CLP 規則（（EC）No 1272/2008）Annex VI, part 3, table 3.1 の SVHC の index number 650-017-00-8 に該当し、かつ、a)アルミニウムおよび珪素の酸化物が濃度不定で主成分である、b)繊維長が加重幾何平均直径（LWGMD）から幾何標準偏差の 2 倍を差し引いて 6μm 以下である、c)アルカリ酸化物およびアルカリ土類酸化物の含有量が 18wt%以下、の条件を満たすもの）	-	-
SG033	耐火セラミック繊維（RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩	SN0055	ジルコニアアルミノシリケートの耐火セラミック繊維（CLP 規則（（EC）No 1272/2008）Annex VI, part 3, table 3.1 の SVHC の index number 650-017-00-8 に該当し、かつ、a)アルミニウムおよび珪素の酸化物が濃度不定で主成分である、b)繊維長が加重幾何平均直径（LWGMD）から幾何標準偏差の 2 倍を差し引いて 6μm 以下である、c)アルカリ酸化物およびアルカリ土類酸化物の含有量が 18wt%以下、の条件を満たすもの）	-	-
SG034	短鎖型塩化パラフィン類（炭素数 10～13）	85535-84-8	クロロアルカン(C=10～13)	-	R00337
		108171-26-2	塩素化パラフィン(短鎖)	-	R00338
		71011-12-6	クロロアルカン(C=12～13)	-	R00339
		61788-76-9	クロロアルカン	-	R00340
		-	Other Short Chain Chlorinated Paraffins	-	R00341
SG035	三置換有機スズ化合物	1803-12-9	トリフェニルスタンニル=ジメチルジチオカルバマート	0.25	R00342
		379-52-2	フルオロ(トリフェニル)スタンナン	0.32	R00343
		900-95-8	トリフェニルスタンニル=アセタート	0.29	R00344
		639-58-7	クロロ(トリフェニル)スタンナン	0.31	R00345
		76-87-9	トリフェニルスタンナノール	0.32	R00346
		18380-71-7 18380-72-8 47672-31-1 94850-90-5	Triphenyltin fattyacid((9-11)salt)	-	R00347
		7094-94-2	トリフェニルスタンニル=クロロアセタート	0.27	R00348

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG035	三置換有機スズ化合物	2155-70-6	トリブタン-1-イルスタンニル=メタクリラート	0.32	R00349
		6454-35-9	ビス(トリブタン-1-イルスタンニル)=フマラート	0.34	R00350
		1983-10-4	トリブタン-1-イル(フルオロ)スタンナン	0.38	R00351
		31732-71-5	rel-(2R,3S)-ビス(トリブタン-1-イルスタンニル)=2,3-ジブロモスクシナート	0.28	R00352
		56-36-0	トリブチルスタンニル=アセタート	0.34	R00353
		3090-36-6	トリブタン-1-イルスタンニル=ドデカノアート	0.24	R00354
		4782-29-0	ビス(トリブタン-1-イルスタンニル)=フタラート	0.32	R00355
		67772-01-4	ポリ(メチル=メタクリラート-co-オクタン-1-イル=アクリラート-co-トリブタン-1-イルスタンニル=メタクリラート)	0.18	R00356
		6517-25-5	トリブタン-1-イルスタンニル=スルファマート	0.31	R00357
		14275-57-1	ビス(トリブタン-1-イルスタンニル)=マレアート	0.34	R00358
		1461-22-9 7342-38-3	Tributyltinchloride	-	R00359
		85409-17-2	トリブチルスタンナンのモノ(ナフテノイルオキシ)誘導体	1.00	R00360
		26239-64-5	トリブタン-1-イルスタンニル=(1R,4aR,4bR,10aR)-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロフェナントレン-1-カルボキシラート	0.20	R00361
		-	Other tri-substituted organostannic compounds	-	R00362
SG036	塩素系難燃剤(CFR)	38051-10-4	テトラビス(クロロエチル)ジクロロネオペンチルグリコール-ジフォスフェート	0.36	R00363
		13674-84-5	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート	0.32	R00364
		66108-37-0	りん酸 2,2-ビス(ブロモメチル)-3-クロロプロピル=ビス[2-クロロ-1-(クロロメチル)エチル]	0.30	R00365
		-	Other Chlorinated Flame Retardants	-	R00366
		13674-87-8	トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)ホスファート	0.49	R00477
		13560-89-9	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカン-7,15-ジエン	0.65	R00496
		135821-74-8	(1S,2S,5S,6S,9R,10R,13R,14R)-1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン	0.65	R00497
		135821-03-3	(1S,2S,5R,6R,9S,10S,13R,14R)-1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン	0.65	R00498
SG039	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	25550-51-0	メチル-8-オキサビシクロ[4.3.0]ノナン-7,9-ジオン	-	R00381
		19438-60-9	3-メチル-8-オキサビシクロ[4.3.0]ノナン-7,9-ジオン	-	R00382

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG039	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	48122-14-1	1-メチル-8-オキサビシクロ[4.3.0]ノナン-7,9-ジオン	-	R00383
		57110-29-9	2-メチル-8-オキサビシクロ[4.3.0]ノナン-7,9-ジオン	-	R00384
		-	その他	-	-
SG040	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	26027-38-3	ポリ(オキシエチレン)=p-ノニルフェニル=エーテル	-	R00367
		7311-27-5	2-[2-[2-[2-(4-ノニルフェノキシ)エトキシ]エトキシ]エトキシ]エタノール	-	R00368
		20427-84-3	α-(ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)	-	R00369
		34166-38-6	17-(4-ノニルフェノキシ)-3,6,9,12,15-ペンタオキサヘプタデカン-1-オール	-	R00370
		27942-27-4	20-(p-ノニルフェノキシ)-3,6,9,12,15,18-ヘキサオキサイコサン-1-オール	-	R00371
		14409-72-4	1-ノニル-4-(26-ヒドロキシ-3,6,9,12,15,18,21,24-オクタオキサヘキサコサン-1-イルオキシ)ベンゼン	-	R00372
		104-35-8	エチレングリコール ノニルフェニルエーテル	-	R00385
		37205-87-1	α-ヒドロ-ω-(イソノニルフェノキシ)ポリ(オキシエチレン)	-	R00386
		127087-87-0	α-(4-ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ(オキシ-1,2-エタンジイル)(分枝型)	-	R00387
		156609-10-8	α-(ノニルフェニル)-ω-ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(別名ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル)	-	R00388
		-	その他	-	-
SG041	フタル酸ジイソデシル（DIDP）	68515-49-1; 26761-40-0	Di-isodecyl phthalate (DIDP)	-	-
SG042	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）と個々の塩及び PFOA のエステル	335-67-1	ペルフルオロオクタン酸	-	R00373
		3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	-	R00374
		335-95-5	ナトリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート	-	R00375
		2395-00-8	カリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート	-	R00376
		335-93-3	銀(1+)=ペンタデカフルオロオクタノアート	-	R00377
		335-66-0	ペンタデカフルオロオクタン酸フルオリド	-	R00378
		376-27-2	ペンタデカフルオロオクタン酸メチル	-	R00379
		3108-24-5	ペンタデカフルオロオクタン酸エチル	-	R00380
		-	その他	-	-
SG043	フタル酸ジイソノニル(DINP)	28553-12-0; 68515-48-0	Diisononyl phthalate (DINP)	-	-

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG044	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステルまたはデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合物	68515-51-5; 68648-93-1	1,2-benzenedicarboxylic acid, di-C6-10-alkyl esters or mixed decyl and hexyl and octyl diesters	-	-
SG045	パーフルオロノナン-1-酸とそのナトリウム及びアンモニウム塩類	375-95-1	ペルフルオロノナン酸	-	R00471
		4149-60-4	ヘプタデカフルオロノナン酸アンモニウム	-	R00472
		21049-39-8	ヘプタデカフルオロノナン酸ナトリウム	-	R00473
		-	その他	-	-
SG046	ノナデカフルオロデカン酸（PFDA）およびそのナトリウムとアンモニウム塩	335-76-2	ノナデカフルオロデカン酸	-	R00474
		3830-45-3	ナトリウム＝ノナデカフルオロデカノアート	-	R00475
		3108-42-7	アンモニウム=ノナデカフルオロデカノアート	-	R00476
		-	その他	-	-
SG047	ニッケル/ニッケル化合物	7440-02-0	ニッケル	-	R00478
		1313-99-1	酸化ニッケル(II)	-	R00479
		7718-54-9	塩化ニッケル(II)	-	R00480
		7791-20-0	塩化ニッケル(II)・六水和物	-	R00481
		7786-81-4	硫酸ニッケル(II)	-	R00482
		10101-97-0	硫酸ニッケル(II)六水和物	-	R00483
		10101-98-1	硫酸ニッケル(II)・7 水和物	-	R00484
		8007-18-9	C.I.ピグメントイエロー53	-	R00485
		68611-43-8	C.I.ピグメントイエロー161	-	R00486
		68186-85-6	C.I.ピグメントグリーン 50	-	R00487
		-	その他	-	-
SG048	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸及びその塩	355-46-4	トリデカフルオロヘキサン-1-スルホン酸	-	R00488
		68259-08-5	アンモニウム=トリデカフルオロヘキサン-1-スルホナート	-	R00489
		3871-99-6	1-ヘキサンスルホン酸, 1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,6-トリデカフルオロ-, カリウム塩(1:1)	-	R00490
		-	その他	-	-
SG051	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン（″デクロランプラス″™）	13560-89-9	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカン-7,15-ジエン	-	R00493

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG051	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン（″デクロランプラス″™）	135821-74-8	(1S,2S,5S,6S,9R,10R,13R,14R)-1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン	-	R00494
		135821-03-3	(1S,2S,5R,6R,9S,10S,13R,14R)-1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン	-	R00495
		-	その他	-	-
SG054	ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩	335-67-1	ペルフルオロオクタン酸	-	R00499
		3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	-	R00500
		335-95-5	ナトリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート	-	R00501
		2395-00-8	カリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート	-	R00502
		335-93-3	銀(1+)=ペンタデカフルオロオクタノアート	-	R00503
		-	その他	-	-
SG055	PFOA 関連物質	335-67-1	ペルフルオロオクタン酸	-	R00504
		3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	-	R00505
		335-95-5	ナトリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート	-	R00506
		2395-00-8	カリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート	-	R00507
		335-93-3	銀(1+)=ペンタデカフルオロオクタノアート	-	R00508
		335-66-0	ペンタデカフルオロオクタン酸フルオリド	-	R00509
		376-27-2	ペンタデカフルオロオクタン酸メチル	-	R00510
		3108-24-5	ペンタデカフルオロオクタン酸エチル	-	R00511
		678-39-7	2-(ペルフルオロオクチル)エタノール	-	R00512
		-	その他	-	-
SG056	分岐及び直鎖型 4-ノニルフェノールエトキシレートを 0.1%以上含む亜リン酸トリス（4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型）（TNPP）	3050-88-2	4-ノニルフェノール、亜リン酸（3:1）	-	R00514
		31631-13-7	p-イソノニルフェノール，ホスフィット	-	R00515
		106599-06-8	p-sec-ノニルフェノール，ホスフィット	-	R00516
		-	その他	-	-
SG057	パーフルオロブタンスルホン酸（PFBS）とその塩	25628-08-4	ペルフルオロブタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム	-	R00517
		34454-97-2	1,1,2,2,3,3,4,4,4-ノナフルオロ-N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルブタン-1-スルホンアミド	-	R00518

物質群 ID	物質群	CAS 番号 注 3	物質	元素換算係数	IEC62474 RSL ID
SG057	パーフルオロブタンスルホン酸（PFBS）とその塩	375-73-5	1,1,2,2,3,3,4,4,4-ノナフルオロブタン-1-スルホン酸	-	R00519
		375-72-4	1,1,2,2,3,3,4,4,4-ノナフルオロブタン-1-スルホニル=フルオリド	-	R00520

別紙4. 非含有証明書

見本

オムロン株式会社 宛

製品・部材に含まれる化学物質に関する非含有証明書

年　月　日
会社名：
責任者名：　　印
TEL：

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）がオムロン株式会社（子会社・関係会社を含む）に納入する下記の製品または部材に、下記に記載する化学物質が含有されていないことを証明致します。

記

1. 対象の化学物質

オムロン株式会社「部材含有化学物質調査マニュアル Ver 4.4」の別紙1「規制化学物質リスト」に掲載の下記の化学物質。

含有禁止物質／用途（Aランク）：　43物質(物質群)
全廃物質／用途（A1ランク）　：　該当なし

※AおよびA1ランクの用途でないことを確認済み
※ただし、ニッケル、フタル酸エステル類グループ2に関してはオムロン株式会社にてAおよびA1用途には使用しないことを前提とする。

2. 対象製品または部材

	オムロン品番	品目内容	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※品目数が多い場合は、対象品リストを別紙に添付してください

別紙5. 全廃誓約書

見本

オムロン株式会社　宛

製品・部材に含まれる全廃物質の全廃誓約書

年　月　日
会社名：
責任者名：　印
TEL：

当社は、当社（当社の子会社・関係会社を含む）がオムロン株式会社（子会社・関係会社を含む）に納入する下記の製品または部材に、下記に記載する化学物質の含有禁止物質（Aランク）が含有されていないことを証明し、かつ含有する下記の全廃物質（A1ランク）を下記の全廃対応時期までに全廃達成することを誓約します。

記

1. 対象の化学物質

オムロン株式会社「部材含有化学物質調査マニュアル Ver 4.4」の別紙1「規制化学物質リスト」に掲載の下記の化学物質。

含有禁止物質／用途（Aランク）：　43物質(物質群)
全廃物質／用途（A1ランク）　：　該当なし
※全廃対応時期を明確にしている物質・用途を除き、AおよびA1ランクの用途でないことを確認済み
※ただし、ニッケル、フタル酸エステル類グループ2に関してはオムロン株式会社にてAおよびA1用途には使用しないことを前提とする。

2. 対象製品または部材

	オムロン品番	品目内容	備考	物質	適用除外用途リスト用途コード（法規制／表示記号）	全廃対応時期（年・月）
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※品目数が多い場合は、対象品リストを別紙に添付してください

別紙6. 仕様変更依頼書（SCR）

見本

仕様変更依頼書(SCR)

No.

あて先

発行社名

件名	作成	照査	認可

形式	品名	図番・仕様書No.

要望理由・内容

回答希望 ___月___日まで

回答(検討結果)	回答者	照査	認可

結論 □設計変更（ 月 日実施予定）
□設計変更なし（現行許容）

回答伝達先ならびに関係部門	発注部門	IE	品保	商技	製造	工務

SCR：Specification Change Request

OMRON

生464 QE E

別紙7. 工程変更連絡書(PCR)

見本

工程変更連絡書(PCR)

OMRON

年　月　日　No.

あて先　　様

発行社名

発行者	責任者

形式	品名	部品コードNo.(図番)

変更区分　☐ 製造場所の変更　☐ 製造方法の変更　☐ 金型更新

理由	変更実施予定日	年　月　日
	適用ロットNo.	
	QA標準類の改訂	☐QC工程図　☐検査標準類 ☐限度見本

従来の方法	変更後の方法
	品質確認内容と結果

所見または要望事項	受領印

受入検査指示書

受入検査への指示	指示者	受入検査結果

PCR:Process Change Report　　生455 (経総)品質 E

別紙8. chemSHERPA-AI ファイル（基本情報）作成手順と作成例（製造業者：作成者編）

作成手順と作成例を以下に示します。（＊印は入力必須）　必要に応じて、chemSHERPA の各種マニュアル類を参照してください。

（1）基本情報画面

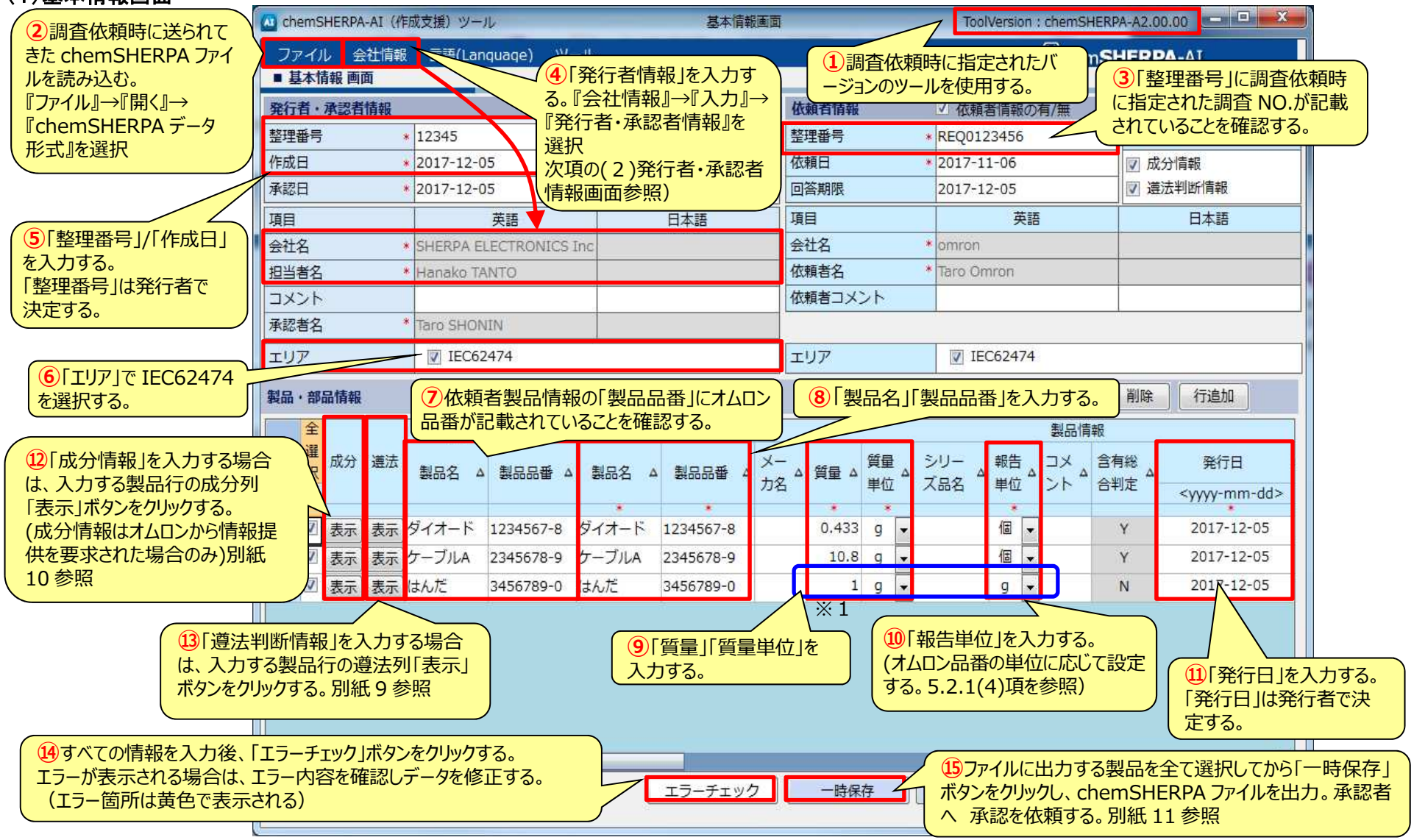

<補足>
※1. 「報告単位」で質量系（g,kg）を選択する場合は、「質量単位」は、「報告単位」と同じ単位を選択し、必ず「質量」を「１」に設定する。

(2)発行者・承認者情報画面

chemSHERPA-AI（作成支援）ツール　発行者・承認者情報画面　ToolVersion：chemSHERPA-A2.00.00

《発行者情報》 ※2 ひな形から展開　※1 ひな形として登録　OK　※必須は英語のみ

①＊印の必須項目を入力する。（英語列）
その他の項目の入力は任意。

②「OK」ボタンをクリックする。

項目	英語	日本語
会社名 *	SHERPA ELECTRONICS Inc.	
部署名 *	Quality Management Division	
役職 *	Staff	
担当者名 *	Hanako TANTO	
e-mailアドレス *	Hanako.Tanto@sherpaelec.co.jp	
電話番号 *	123-456-789	
内線番号		
郵便番号		
国		
都道府県		
市町村		
番地		

《承認者情報》 ひな形から展開　ひな形として登録

項目	英語	日本語
部署名 *	Quality Management Division	
役職 *	Senir Manager	
承認者名 *	Taro SHONIN	
e-mailアドレス *	Taro.Shonin@sherpaelec.co.jp	
電話番号 *	123-456-789	
内線番号		
郵便番号		
国		
都道府県		
市町村		
番地		

<補足>
※１．「ひな形として登録」ボタンをクリックすることにより、入力した情報をひな形として登録することができる。
※２．「ひな形から展開」ボタンをクリックすることにより、ひな形として登録されている情報を読み出すことができる。

別紙9. chemSHERPA-AI ファイル（遵法判断情報）作成手順と作成例（製造業者：作成者編）

作成手順と作成例を以下に示します。（＊印は入力必須）　必要に応じて、chemSHERPA の各種マニュアル類を参照してください。

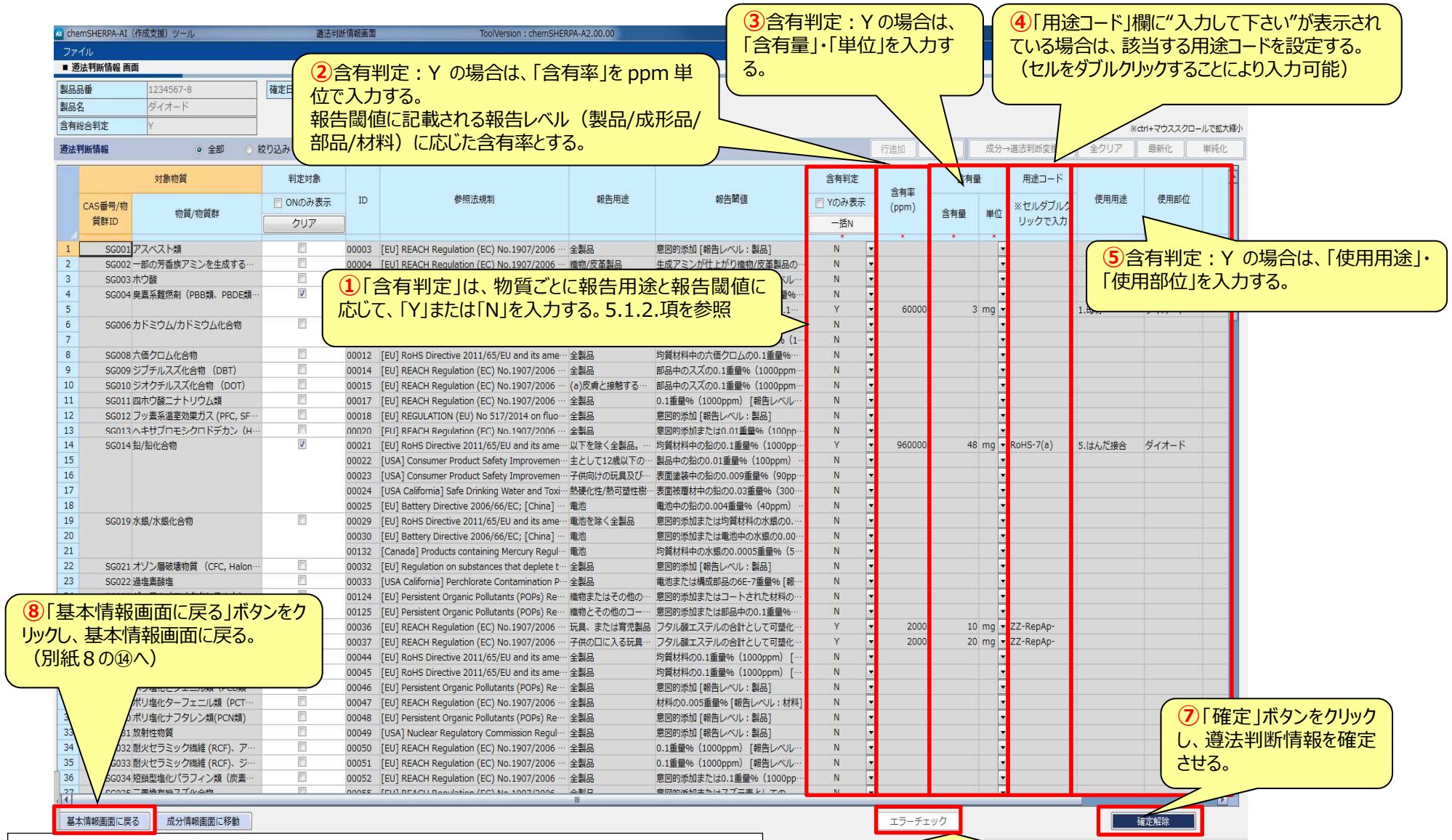

①「含有判定」は、物質ごとに報告用途と報告閾値に応じて、「Y」または「N」を入力する。5.1.2.項を参照

②含有判定：Y の場合は、「含有率」を ppm 単位で入力する。
報告閾値に記載される報告レベル（製品/成形品/部品/材料）に応じた含有率とする。

③含有判定：Y の場合は、「含有量」・「単位」を入力する。

④「用途コード」欄に"入力して下さい"が表示されている場合は、該当する用途コードを設定する。
（セルをダブルクリックすることにより入力可能）

⑤含有判定：Y の場合は、「使用用途」・「使用部位」を入力する。

⑥すべての物質の情報を入力後、「エラーチェック」ボタンをクリックする。
エラーが表示される場合は、エラー内容を確認しデータを修正する。
（エラー箇所は黄色で表示される）

⑦「確定」ボタンをクリックし、遵法判断情報を確定させる。

⑧「基本情報画面に戻る」ボタンをクリックし、基本情報画面に戻る。
（別紙８の⑭へ）

＜補足＞
遵法判断情報を作成する方法は、本手順の他に「既存の JGP ファイルから遵法判断情報に変換する方法」・「chemSHERPA 成分情報から遵法判断情報に変換する方法」があります。
詳細は「chemSHERPA 成形品データ作成マニュアル」を参照してください。

別紙10. chemSHERPA-AI ファイル（成分情報）作成手順と作成例（製造業者：作成者編）

作成手順と作成例を以下に示します。（＊印は入力必須）　必要に応じて、chemSHERPA の各種マニュアル類を参照してください。

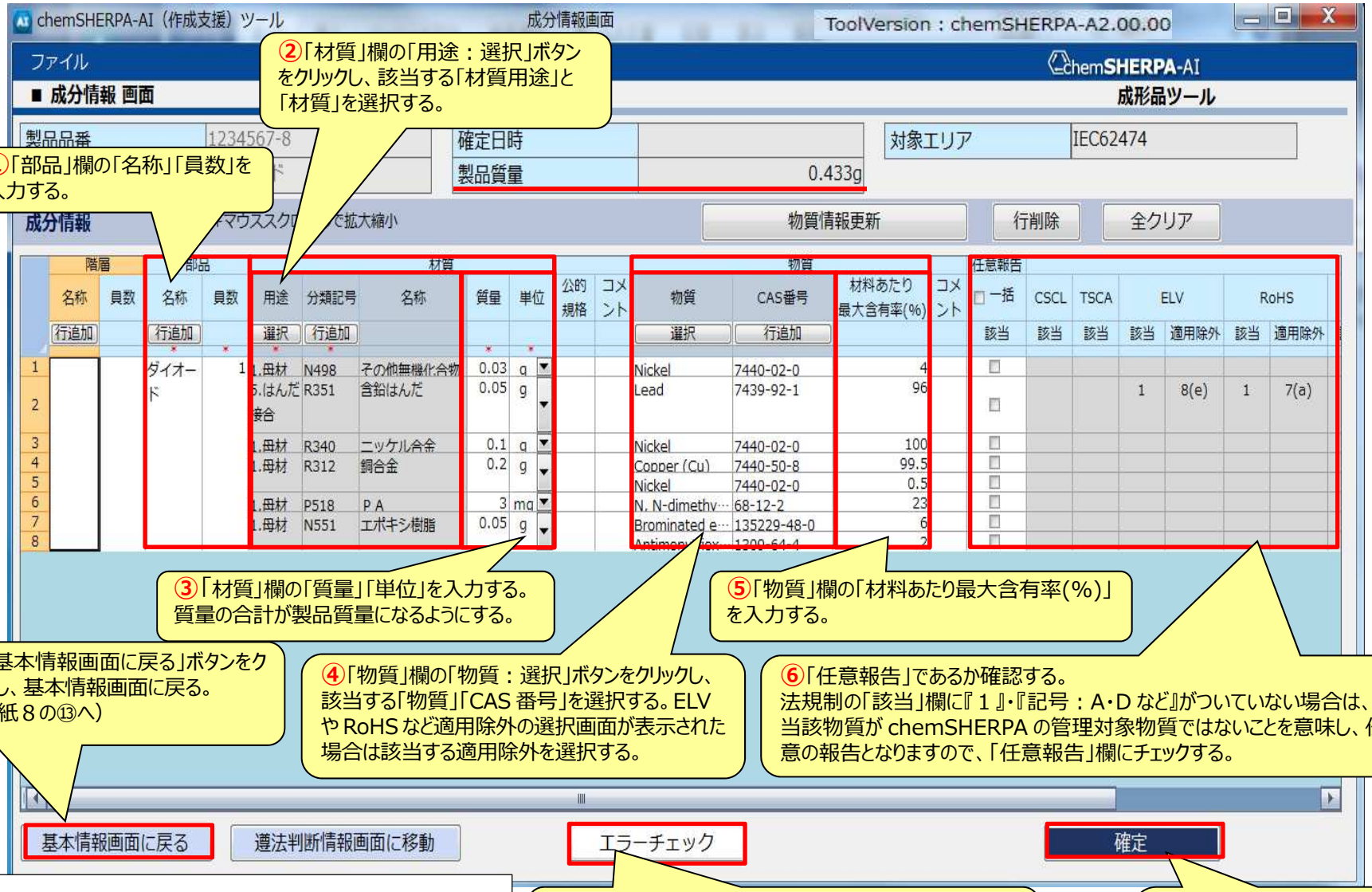

①「部品」欄の「名称」「員数」を入力する。

②「材質」欄の「用途：選択」ボタンをクリックし、該当する「材質用途」と「材質」を選択する。

③「材質」欄の「質量」「単位」を入力する。質量の合計が製品質量になるようにする。

④「物質」欄の「物質：選択」ボタンをクリックし、該当する「物質」「CAS 番号」を選択する。ELV や RoHS など適用除外の選択画面が表示された場合は該当する適用除外を選択する。

⑤「物質」欄の「材料あたり最大含有率(%)」を入力する。

⑥「任意報告」であるか確認する。法規制の「該当」欄に『１』・『記号：A・D など』がついていない場合は、当該物質が chemSHERPA の管理対象物質ではないことを意味し、任意の報告となりますので、「任意報告」欄にチェックする。

⑦情報を入力後、「エラーチェック」ボタンをクリックする。エラーが表示される場合は、エラー内容を確認しデータを修正する。（エラー箇所は黄色で表示される）

⑧「確定」ボタンをクリックし、成分情報を確定させる。物質情報を更新する確認メッセージが表示される場合は、更新してから確定させる。

⑨「基本情報画面に戻る」ボタンをクリックし、基本情報画面に戻る。（別紙８の⑬へ）

＜補足＞
成分情報を作成する場合は、成分情報と遵法判断情報のデータの整合性を確保ください。

別紙11．chemSHERPA-AI ファイル（基本情報）作成手順と作成例（製造業者：承認者編）

作成手順と作成例を以下に示します。（＊印は入力必須）　必要に応じて、chemSHERPA の各種マニュアル類を参照してください。

（1）基本情報画面

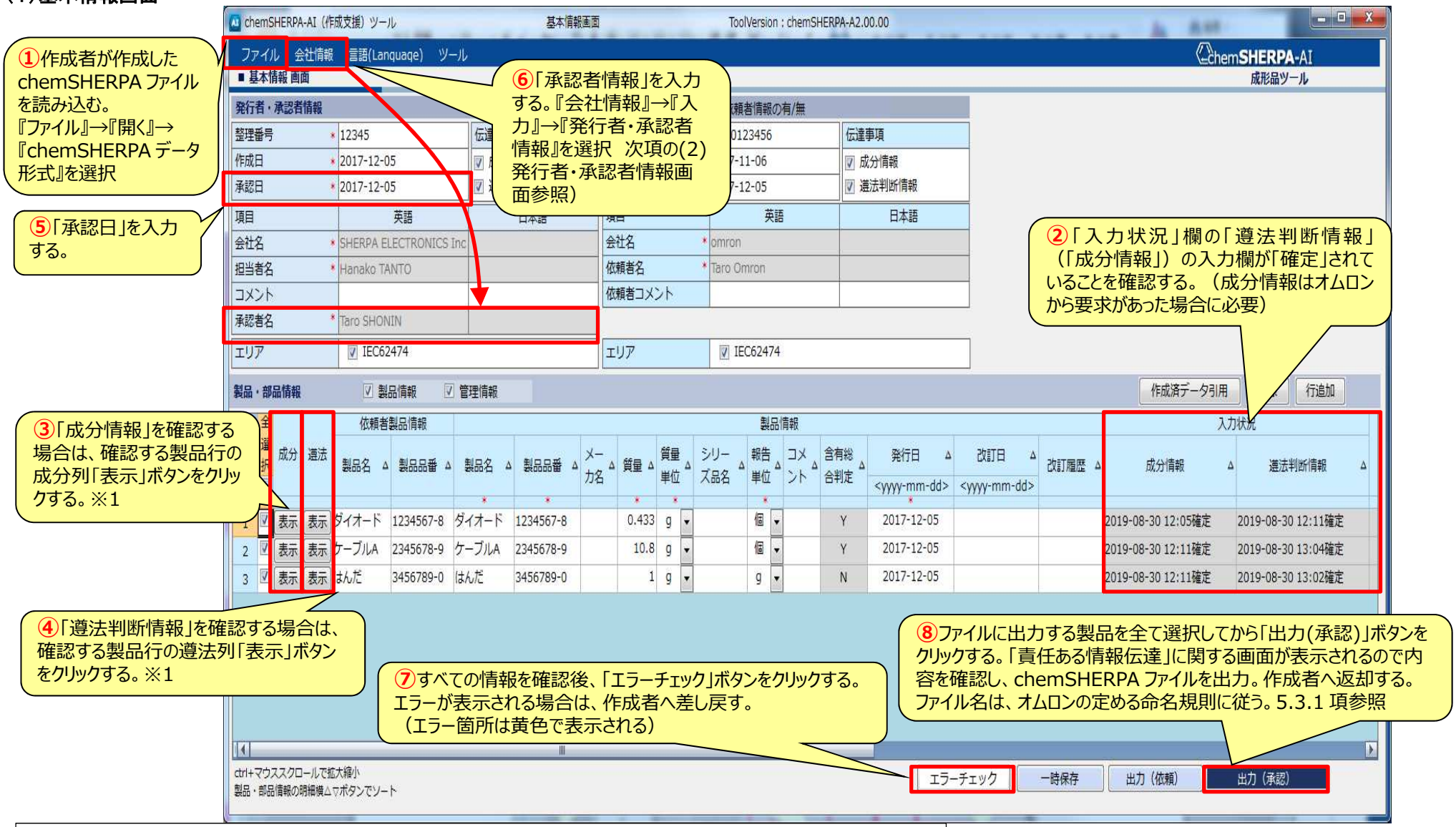

＜補足＞
※１．遷移先からこの画面に戻るには、遷移先の画面左下の「基本情報画面に戻る」ボタンをクリックすることで可能。

(2)発行者・承認者情報画面

chemSHERPA-AI（作成支援）ツール　発行者・承認者情報画面　ToolVersion：chemSHERPA-A2.00.00

《発行者情報》 ※2 ひな形から展開 ※1 ひな形として登録 OK ※必須は英語のみ

②「OK」ボタンをクリックする。

項目	英語	日本語
機関ID		
会社ID		
会社名 *	SHERPA ELECTRONICS Inc.	
部署名 *	Quality Management Division	
役職 *	Staff	
担当者名 *	Hanako TANTO	
e-mailアドレス *	Hanako.Tanto@sherpaelec.co.jp	
電話番号 *	123-456-789	
内線番号		
郵便番号		
国		
都道府県		
市町村		
番地		

①＊印の必須項目を入力する。（英語列）
その他の項目の入力は任意。

《承認者情報》 ひな形から ひな形として登録

項目	英語	日本語
部署名 *	Quality Management Division	
役職 *	Senir Manager	
承認者名 *	Taro SHONIN	
e-mailアドレス *	Taro.Shonin@sherpaelec.co.jp	
電話番号 *	123-456-789	
内線番号		
郵便番号		
国		
都道府県		
市町村		
番地		

<補足>
※１．「ひな形として登録」ボタンをクリックすることにより、入力した情報をひな形として登録することができる。
※２．「ひな形から展開」ボタンをクリックすることにより、ひな形として登録されている情報を読み出すことができる。

別紙１２．chemSHERPA-AI ファイル（基本情報）作成手順と作成例（商社編）

作成手順と作成例を以下に示します。（＊印は入力必須）　必要に応じて、chemSHERPA の各種マニュアル類を参照してください。

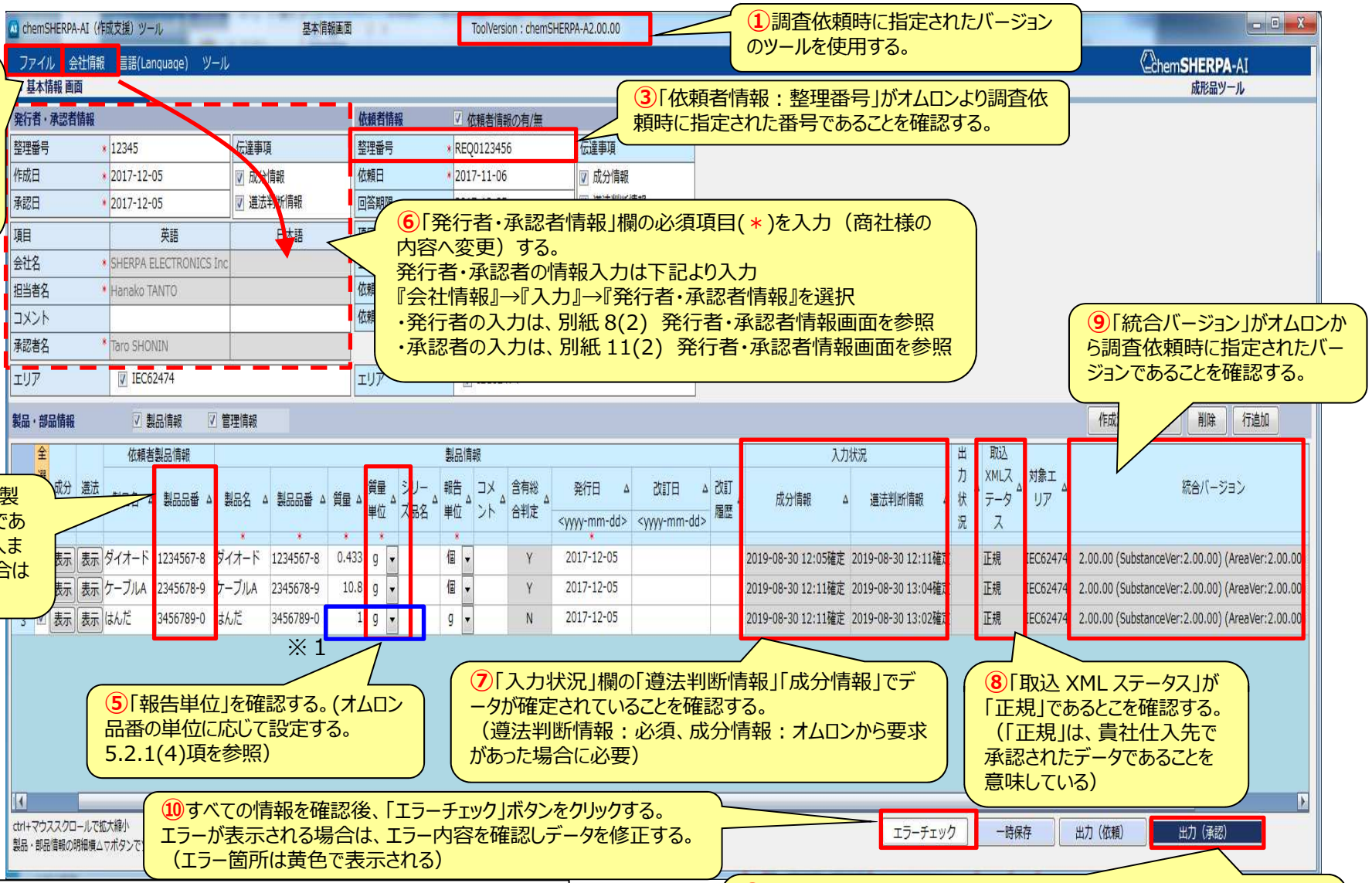

<補足>
※1．「報告単位」で質量系（g,kg）を選択する場合は、「質量単位」は「報告単位」と同じ単位を選択し、必ず「質量」を「１」に設定する。